



# 茨城県報

第 1 0 6 5 号

平成11年 6 月10日

木 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

地方総合事務所長に交付決定を委任する補助金 (人事課) .....	2
保健所長に交付決定を委任する補助金 (人事課) .....	5
福祉事務所長に交付決定を委任する補助金 (人事課) .....	5
土地改良事務所長に交付決定を委任する補助金 (人事課) .....	5
使用料の徴収事務の委託 (事業推進課) .....	6
使用料の徴収事務の委託 (常磐新線つくば整備課) .....	6
指定老人訪問看護事業者及び指定訪問看護事業者の指定 (高齢福祉課) .....	7
身体障害者福祉法に規定する医師の指定 (障害福祉課) .....	7
身体障害者福祉法に規定する医師の内容変更 (障害福祉課) .....	9
身体障害者福祉法に規定する医師の指定の辞退 (障害福祉課) .....	10
更生医療機関を担当する医療機関の指定 (障害福祉課) .....	10
指定医療機関の内容変更 (障害福祉課) .....	11
農業振興地域の変更 (5 件) (農政企画課) .....	11
使用料の徴収事務の委託 (林政課) .....	22
特定漁業者の共済契約の締結の申込みの同意成立の届出 (2 件) (漁政課) .....	22
定款変更の認可 (3 件) (農村計画課) .....	22
土地収用法による事業の認定 (用地課) .....	23
道路の区域の変更 (道路維持課) .....	23
道路の供用の開始 (道路維持課) .....	24
都市計画の図書の縦覧 (23件) (都市計画課) .....	24
都市計画施設の区域内の土地の区域の指定 (都市計画課) .....	56
土地改良事業の適当決定 (土地改良事務所) .....	56

### 公 告

茨城県個人情報の保護に関する条例の運用状況 (総務課) .....	57
特定漁業者に対する共済契約の締結の申込みの同意を求めるための発起の届出 (2 件) (漁政課) .....	58
県営土地改良事業計画 (農村計画課) .....	59
日立港港湾計画変更の概要 (港湾課) .....	59
常陸那珂港湾計画変更の概要 (港湾課) .....	61
都市計画区域の変更 (2 件) (都市計画課) .....	62

開発行為の工事完了 (建築指導課) .....	62
(教 育 委 員 会)	
落札者等の公示 (2 件) .....	62

## 告 示

### 茨城県告示第635号

茨城県事務委任規則 (昭和40年茨城県規則第16号) 別表第 2 第 1 第131項の規定により地方総合事務所に交付決定を委任する補助金は、次のとおりとする。

なお、平成10年 6 月29日茨城県告示第795号は、廃止する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 青少年相談員事業補助金
- 2 男女共同参画地域推進事業費補助金
- 3 市町村振興事業費補助金
- 4 新しい地域づくり推進活動費補助金
- 5 一村一文化創造事業費補助金
- 6 茨城県市町村消費生活啓発等事業費補助金
- 7 安全運転体験教育事業 (小学生・青少年) 補助金
- 8 有害鳥獣駆除施設設置事業費補助金
- 9 公共用水域水質保全モニター設置運営費補助金
- 10 家庭排水浄化推進事業費補助金
- 11 牛久沼流域水質浄化対策事業費補助金 (県南地方総合事務所に限る。)
- 12 市町村不法投棄監視員設置事業費補助金
- 13 合併処理浄化槽設置事業費等補助金
- 14 商店街共同施設整備事業費補助金
- 15 商工会等職員設置費等補助金
- 16 茨城県労務管理リフレッシュ事業費補助金
- 17 農業委員会補助金
- 18 地域農業基盤確立支援推進事業費補助金 (農林振興公社, 農業会議及び経済農業協同組合連合会に係るものを除く。)
- 19 農業構造改善事業費補助金 (土地及び環境基盤整備事業に係るものを除く。)
- 20 明日の農業担い手育成総合対策事業費補助金
- 21 新地域農政推進対策事業費補助金
- 22 地域農業経営確立支援事業費補助金 (土地基盤整備事業に係るものを除く。)
- 23 農用地利用銀行活動促進事業費補助金
- 24 地域農業担い手育成事業費補助金 (団体推進指導事業費補助金を除く。)
- 25 先導的利用集積事業費補助金
- 26 農業者就業環境整備事業費補助金 (農業者地域就業確立支援推進事業のうち農業会議に係るもの及び農村地域

工業導入資金融通促進事業に係るものを除く。)

- 27 小規模零細地域営農確立促進対策事業費補助金 (農業生産基盤整備事業 (農道整備, ほ場整備, かんがい排水整備等) に係るものを除く。)
- 28 農業振興地域整備促進費補助金
- 29 認定農業者規模拡大円滑化助成事業費補助金
- 30 遊林農地解消実践活動事業費補助金 (茨城県農業会議分を除く。)
- 31 農作物等災害助成対策費補助金
- 32 農業経営基盤強化資金利子助成補助金
- 33 農村・山村営農活動基盤強化事業費補助金 (茨城県経済農業協同組合連合会に係るものを除く。)
- 34 広域農協営農活動強化対策事業費補助金 (茨城県経済農業協同組合連合会に係るものを除く。)
- 35 農業協同組合系統組織再編促進事業費補助金 (茨城県農業協同組合中央会に係るものを除く。)
- 36 水稲病虫害防止事業費補助金
- 37 農業共済団体等事務費補助金 (農業共済組合連合会に係るものを除く。)
- 38 農業生産体制強化総合推進対策費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 39 いばらきの米産地育成事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 40 いばらきのうまい米づくり実践事業費補助金
- 41 緊急生産調整推進総合対策補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 42 畑作振興対策費補助金 (霞ヶ浦用水地域営農対策事業費補助金及び県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 43 計画流通調整対策費補助金
- 44 米消費拡大推進対策費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 45 霞ヶ浦にやさしい農業対策事業費補助金
- 46 豊かな土づくり推進事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 47 環境にやさしい農業推進総合対策事業費補助金
- 48 園芸特産産地活性化総合対策事業費補助金
- 49 果樹産地生産振興モデル事業費補助金
- 50 茨城のうまい果物産地総合推進対策事業費補助金
- 51 果樹産地体制整備事業費補助金 (県北地方総合事務所長に限る。)
- 52 花き振興対策事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 53 茨城のかんしょ振興対策事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 54 いばらきの味販売戦略推進総合対策 (産地体験交流会) 事業費補助金
- 55 フードシステム高度化対策事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 56 産直販売施設ネットワーク化等推進事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 57 農業用廃プラスチック収集処理対策事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 58 地域養蚕活性化対策事業費補助金
- 59 「10アップ運動」産地バックアップ事業費補助金
- 60 日本一のくり産地育成総合推進事業費補助金
- 61 中山間地域いきいき園芸産地育成事業費補助金 (県北地方総合事務所長に限る。)

- 62 いばらきの野菜産地強化総合推進事業費補助金
- 63 園芸日本一総合対策事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 64 畜産再編総合対策事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 65 茨城県畜産関係事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 66 草地畜産活性化特別対策事業費交付金
- 67 畜産基盤再編総合整備事業費補助金
- 68 畜産基盤再編総合整備事業推進事務費補助金
- 69 森林愛護運動推進事業費補助金
- 70 市町村ふれあいの森整備事業費補助金
- 71 一人一木植栽推進事業費補助金
- 72 森林浴の道整備事業費補助金
- 73 林業構造改善事業費補助金 (林業構造改善対策協議会に係るものを除く。)
- 74 林業整備担い手対策事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 75 森林組合助成事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 76 間伐作業道開設事業費補助金
- 77 県産材利活用対策事業費補助金
- 78 地域活動推進事業費補助金
- 79 原木しいたけ栽培省力化モデル事業費補助金
- 80 木材利用推進活動事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 81 平地林保全整備事業費補助金
- 82 森林病虫害等防除事業費補助金
- 83 民有林造林事業補助金
- 84 水土保全森林緊急間伐対策事業費補助金
- 85 林道等事業費補助金
- 86 林道災害復旧事業費補助金
- 87 良質材生産対策推進事業費補助金
- 88 森林空間総合整備事業補助金
- 89 松くい虫防除事業県単補助金
- 90 間伐材搬出利用促進事業費補助金
- 91 さわやか樹林帯整備事業費補助金
- 92 常磐新線農業対策事業費補助金 (県南地方総合事務所長に限る。)
- 93 高規格幹線道路農業対策事業費補助金
- 94 山村振興対策事業費補助金 (土地基盤整備事業に係るものを除く。県北地方総合事務所長に限る。)
- 95 特定農山村地域市町村活動支援事業費補助金 (県北地方総合事務所長に限る。)
- 96 県北西部いきいき農業推進事業費補助金 (県北地方総合事務所長に限る。)
- 97 中山間地域農業担い手組織等育成事業費補助金 (県北地方総合事務所長に限る。)
- 98 住みよいふるさとづくり事業費補助金
- 99 ふるさとコミュニティセンター整備事業費補助金
- 100 中山間地域農業経営確立事業費補助金 (県北地方総合事務所長に限る。)



## 茨城県告示第636号

茨城県事務委任規則（昭和40年茨城県規則第16号）別表第 2 第12 第72項の規定により保健所長に交付決定を委任する補助金は、次のとおりとする。

なお、平成10年 6 月29日茨城県告示第797号は、廃止する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 精神障害者共同作業訓練助成事業費補助金
- 2 精神障害者ミニグループホーム助成事業費補助金
- 3 市町村献血推進事業費補助金

## 茨城県告示第637号

茨城県事務委任規則（昭和40年茨城県規則第16号）別表第 2 第13の 2 第26項の規定により福祉事務所長に交付決定を委任する補助金は、次のとおりとする。

なお、平成10年 6 月29日茨城県告示第796号は、廃止する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 地域ケアシステム推進事業費補助金
- 2 在宅福祉サービスセンター運営費補助金
- 3 地区民生委員協議会活動費補助金
- 4 民生委員・児童委員費用弁償交付金
- 5 民生委員協議会交付金
- 6 市町村民生委員推薦会交付金
- 7 子育てサポーター設置事業費補助金
- 8 高齢者福祉総合助成事業費補助金
- 9 高齢者と子供のふれあい事業費補助金
- 10 老人福祉費（県単）補助金
- 11 老人福祉費（在宅）補助金
- 12 心身障害者福祉ワークス運営事業費補助金
- 13 重度身体障害者移動支援事業費補助金
- 14 特別障害者手当等事務取扱交付金
- 15 人工肛門ストマ用装具支給事業費補助金
- 16 障害者住宅改善等促進事業補助金
- 17 身体障害者保護費負担（補助）金

## 茨城県告示第638号

茨城県事務委任規則（昭和40年茨城県規則第16号）別表第 2 第31 第 9 項の規定により土地改良事務所長に交付決定を委任する補助金は、次のとおりとする。

なお、平成10年 6 月29日茨城県告示第798号は、廃止する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 農村総合整備事業補助金
- 2 基盤整備促進事業補助金
- 3 農村総合整備等実施計画費補助金
- 4 畑地基盤担い手育成調査事業費補助金
- 5 農村地域定住促進対策事業費補助金 (土地基盤整備事業及び環境基盤整備事業に係るものに限る。)
- 6 農業構造改善事業費補助金 (土地基盤整備事業に係るものに限る。)
- 7 山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金 (土地基盤整備事業に係るものに限る。)
- 8 小規模零細地域営農確立促進対策事業費補助金 (農業生産基盤整備事業 (農道整備, ほ場整備, かんがい排水整備等) に係るものに限る。)
- 9 畑地整備対策特別事業費補助金
- 10 21世紀型水田農業モデルほ場整備促進事業補助金
- 11 担い手育成基盤整備関連流動化促進事業補助金
- 12 農地流動化支援水利用調整事業費補助金 (茨城県土地改良事業団体連合会に係るものを除く。)
- 13 地域農業経営確立支援事業費補助金 (土地基盤整備事業に係るものに限る。)
- 14 担い手育成大区画ほ場整備推進事業費補助金
- 15 棚田地域等緊急対策事業費補助金
- 16 ふるさと水と土ふれあい事業補助金
- 17 中山間総合整備事業費補助金
- 18 農村地域環境整備事業費補助金

茨城県告示第639号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第 1 項の規定に基づき, 次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受 託 者

鹿島郡神栖町大野原四丁目 7 番 1 号

鹿島都市開発株式会社

2 委託に係る使用料

茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例 (平成 5 年茨城県条例第 6 号) 第 9 条に規定する使用料の徴収事務

3 委 託 期 間

平成11年 4 月 1 日から平成12年 3 月31日まで

茨城県告示第640号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第 1 項の規定に基づき, 次のとおりつくば国際会議場に係る利用料の徴収事務を委託した。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌



1 受 託 者

財団法人茨城県科学技術振興財団

2 委託に係る利用料

つくば国際会議場の設置及び管理に関する条例（平成11年茨城県条例第5号）第8条に基づく利用料

3 委 託 期 間

平成11年 6 月 1 日から平成12年 3 月31日まで

茨城県告示第641号

老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の5の2第1項及び健康保険法（大正11年法律第70号）第44条ノ4第1項の規定により、次のとおり指定老人訪問看護事業者及び指定訪問看護事業者を指定したので、老人保健法第46条の17の9第1号及び健康保険法第44条ノ12第1号の規定により告示する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

指定年月日	指定老人訪問看護事業者及び指定訪問看護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	老人訪問看護ステーション及び訪問看護ステーションの名称及び所在地
平成11年 5 月26日	医療法人 宮田病院 下館市丙59番地	宮田病院訪問看護ステーション 下館市丙59番地

茨城県告示第642号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定する医師として次のとおり指定した。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

番号	医療の種類	診療科目	氏名	医療機関名	所在地	指定年月日
1	視覚	眼科	安藤 幹彦	小沢眼科内科病院	水戸市五軒町 2 - 2 - 11	平成11年 5 月20日
2	視覚	眼科	鈴木隆次郎	城西病院	結城市結城10745 - 24	平成11年 5 月20日
3	視覚	眼科	増子 徹	牛久愛和総合病院	牛久市猪子町896	平成11年 5 月20日
4	視覚	眼科	森 直樹	牛久愛和総合病院	牛久市猪子町896	平成11年 5 月20日
5	視覚	眼科	平岡 孝浩	茨城西南医療センター病院	猿島郡境町2190	平成11年 5 月20日
6	視覚	眼科	熊川美代子	総合守谷第一病院	北相馬郡守谷町 松前台 1 - 17	平成11年 5 月20日
7	肢体不自由	内科	石川 至	内科石川医院	水戸市緑町 1 - 8 - 21	平成11年 5 月20日
8	肢体不自由	リハビリテーション科	森 雅宏	東前病院	水戸市東前町 2 - 28	平成11年 5 月20日
9	肢体不自由	内科・小児科・皮膚科	白石 郁夫	さわやか内科	結城市結城9143 - 2	平成11年 5 月20日
10	肢体不自由	整形外科	犬塚 玄	城西病院	結城市結城10745 - 24	平成11年 5 月20日

番号	医療の種類	診療科目	氏名	医療機関名	所在地	指 定 年月日
11	肢体不自由	脳神経外科	山根 文孝	牛久愛和総合病院	牛久市猪子町896	平成11年 5月20日
12	肢体不自由	整形外科	会田 育男	筑波大学附属病院	つくば市天久保 2 - 1 - 1	平成11年 5月20日
13	肢体不自由	脳外科	杉本 耕一	筑波記念病院	つくば市要1187 - 299	平成11年 5月20日
14	肢体不自由	脳神経外科	鮎澤 聡	筑波記念病院	つくば市要1187 - 299	平成11年 5月20日
15	肢体不自由	整形外科	宮本 芳明	アイピークリニック	ひたちなか市笹野町 1 - 3 - 1	平成11年 5月20日
16	肢体不自由	脳神経外科	鯨岡 裕司	県西総合病院	西茨城郡岩瀬町欽田604	平成11年 5月20日
17	肢体不自由	脳神経外科	木村 泰	県西総合病院	西茨城郡岩瀬町欽田604	平成11年 5月20日
18	肢体不自由	整形外科	香世山哲治	美浦診療所	稲敷郡美浦村美駒2500 - 2	平成11年 5月20日
19	肢体不自由, 心臓	内科・循環器科他	加倉井 章	かくらいクリニック	真壁郡明野町松原228	平成11年 5月20日
20	肢体不自由	脳神経外科	青木 一泰	総合守谷第一病院	北相馬郡守谷町松前谷 1 - 17	平成11年 5月20日
21	心臓	心臓血管外科	倉岡 節夫	水戸済生会総合病院	水戸市双葉台 3 - 3 - 10	平成11年 5月20日
22	心臓	内科	川越 健一	城南病院	水戸市城南町 3 - 15 - 17	平成11年 5月20日
23	じん臓	内科	森戸 直記	水戸中央病院	水戸市柳町 1 - 15 - 1	平成11年 5月20日
24	じん臓, ぼうこう・直腸	外科	一色 浩一	田中病院	水海道市森下町4447	平成11年 5月20日
25	じん臓, ぼうこう・直腸	泌尿器科・内科	中川淳一郎	北茨城中央クリニック	北茨城市磯原町豊田421	平成11年 5月20日
26	じん臓	内科	佐野 元昭	牛久愛和総合病院	牛久市猪子町896	平成11年 5月20日
27	じん臓, ぼうこう・直腸	泌尿器科・透析科・放射線科	網野洋一郎	網野病院	ひたちなか市堀口616 - 5	平成11年 5月20日
28	じん臓, ぼうこう・直腸	泌尿器科	眞鍋 文雄	茨城西南医療センター病院	猿島郡境町2190	平成11年 5月20日
29	呼吸器	内科	鈴木 浩之	石岡第一病院	石岡市石岡13446 - 6	平成11年 5月20日
30	呼吸器	内科	馬目 恒久	瀧病院	北茨城市磯原町磯原554 - 2	平成11年 5月20日
31	呼吸器	小児外科	池袋 賢一	筑波大学付属病院	つくば市天久保 2 - 1 - 1	平成11年 5月20日
32	呼吸器	内科	三上理一郎	アイピークリニック	ひたちなか市笹野町 1 - 3 - 1	平成11年 5月20日
33	呼吸器	内科	飯田 要	友部町国保病院	西茨城郡友部町中央 1 - 2 - 24	平成11年 5月20日
34	呼吸器	外科・内科	上野 博	総和中央病院	猿島郡総和町駒羽根825 - 1	平成11年 5月20日
35	呼吸器	内科	石田 智之	茨城西南医療センター病院	猿島郡境町2190	平成11年 5月20日



番号	医療の種類	診療科目	氏名	医療機関名	所在地	指 定 年月日
36	ぼうこう・直腸	外科・消化器科	齋藤 保	志村病院	水戸市泉町 1 - 7 - 38	平成11年 5月20日
37	ぼうこう・直腸	外科	上田 和光	秦病院	日立市鮎川町 2 - 8 - 16	平成11年 5月20日
38	ぼうこう・直腸	外科・胃腸科・ 消化器科・肛門科	渡邊 和義	植竹病院	取手市取手 3 - 2 - 41	平成11年 5月20日
39	ぼうこう・直腸	外科	丸山 常彦	筑波記念病院	つくば市要1187 - 299	平成11年 5月20日
40	ぼうこう・直腸	外科	前田 正之	アイピークリニック	ひたちなか市笹野町 1 - 3 - 1	平成11年 5月20日
41	ぼうこう・直腸, 小腸	外科・胃腸科	高垣 俊郎	大洗海岸病院	東茨城郡大洗町大貫町915	平成11年 5月20日
42	ぼうこう・直腸	内科・外科他	塙 研司	塙医院	行方郡玉造町甲5985	平成11年 5月20日
43	ぼうこう・直腸	消化器科・ 外科	渡邊 睦弥	東京医科大学霞ヶ浦病院	稲敷郡阿見町中央 3 - 20 - 1	平成11年 5月20日
44	免疫	内科	佐藤 祐二	茨城西南医療 センター病院	猿島郡境町2190	平成11年 5月20日

茨城県告示第643号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定する医師から、茨城県身体障害者福祉法施行細則（平成5年茨城県規則第36号）第5条の規定に基づき、次のとおり内容を変更した旨の届出があった。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

内容変更（医療機関名）

種 目	氏 名	変 更 前		変 更 後		変更年月日
		医療機関の名称	医療機関の所在地	医療機関の名称	医療機関の所在地	
肢体不自由	星野 幸子	国立水戸病院	水戸市東原 3 - 2 - 1	茨城県立コロニー あすなる病院	東茨城郡内原町 杉崎1460	平成10年 4月1日
肢体不自由	日置 茂	茨城県立 医療大学附属病院	稲敷郡阿見町阿見 4733	きぬ医師会病院	水海道市新井木町 13 - 3	平成11年 4月1日
肢体不自由	角田 孝	奏病院	日立市鮎川町 2 - 8 - 16	茨城県立中央病院	西茨城郡友部町 鯉淵6528	平成11年 4月1日
肢体不自由	田中 歩	きぬ医師会病院	水海道市新井木町 13 - 3	県南病院	土浦市中村町 1087 - 3	平成11年 4月1日
肢体不自由	飯田 要	筑波記念病院	つくば市要 1187 - 299	友部町国保病院	西茨城郡友部町 中央 1 - 2 - 24	平成 9 年 4月1日
心臓	飯田 要	筑波記念病院	つくば市要 1187 - 299	友部町国保病院	西茨城郡友部町 中央 1 - 2 - 24	平成 9 年 4月1日
じん臓	山縣 邦弘	日立製作所 日立総合病院	日立市城南町 2 - 1 - 1	筑波大学附属病院	つくば市天久保 2 - 1 - 1	平成11年 4月1日
じん臓	後藤 達宏	水戸済生会 総合病院	水戸市双葉台 3 - 3 - 10	日立製作所 日立総合病院	日立市城南町 2 - 1 - 1	平成11年 4月1日
呼吸器	内藤 隆志	筑波メディカル センター病院	つくば市天久保 1 - 3 - 1	田中病院	水海道市森下町4447	平成11年 4月1日

種 目	氏 名	変 更 前		変 更 後		変更年月日
		医療機関の名称	医療機関の所在地	医療機関の名称	医療機関の所在地	
呼吸器	遠藤 健夫	茨城西南 医療センター病院	猿島郡境町2190	総合病院 水戸協同病院	水戸市宮町 3 - 2 - 7	平成11年 4月1日

## 内容変更 (氏名)

種 目	旧 氏 名	医療機関の名称	医療機関の所在地	新 氏 名
心臓 呼吸器	朝倉由加利	つくば セントラル病院	牛久市柏田町 1589 - 3	井上由加利

## 茨城県告示第644号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定する医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第1条第1項の規定に基づき、次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

## 辞 退

種 目	診療科名	氏 名	医療機関名称	医療機関所在地	辞退年月日
肢 体 不 自 由	内 科	鈴 木 浩 之	石岡第一病院	石岡市石岡13446 - 6	平成11年 4月22日
肢 体 不 自 由	神 経 内 科	佐 藤 明 子	牛久愛和総合病院	牛久市猪子町896	平成11年 3月31日
肢 体 不 自 由	脳神経外科	川 俣 貴 一	牛久愛和総合病院	牛久市猪子町896	平成11年 3月31日
呼 吸 器	外 科	吉 澤 修 一	石岡第一病院	石岡市石岡13446 - 6	平成10年 11月15日
呼 吸 器	内 科	三 上 理 一 郎	アイピークリニック	ひたちなか市笹野町 1 - 3 - 1	平成11年 5月20日
ぼうこう・直腸	外 科	丸 森 健 司	秦病院	日立市鮎川町 2 - 8 - 16	平成11年 4月4日
ぼうこう・直腸	外 科	田 畑 泰 博	大洗海岸病院	東茨城郡大洗町大貫町915	平成11年 3月31日
小 腸	外 科	田 畑 泰 博	大洗海岸病院	東茨城郡大洗町大貫町915	平成11年 3月31日

## 茨城県告示第645号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定により、更生医療を担当する医療機関として、次のとおり指定した。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

医療機関の名称	所 在 地	担当すべき医療の種類	指定年月日
今川薬局日立田尻店	日立市田尻町 3 - 23 - 5	調 剤	平成11年 6 月 1 日

茨城県告示第646号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項に規定する指定医療機関から身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令15号）第13条の7第1項の規定に基づき、次のとおり内容を変更した旨の届出があった。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

所在地の変更

医療機関の名称及び所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師等の氏名
松本薬研堂薬局		
変更前 北茨城市磯原町磯原742 - 2	調 剤	松 本 良 彦
変更後 北茨城市磯原町磯原 1 - 212		

茨城県告示第647号

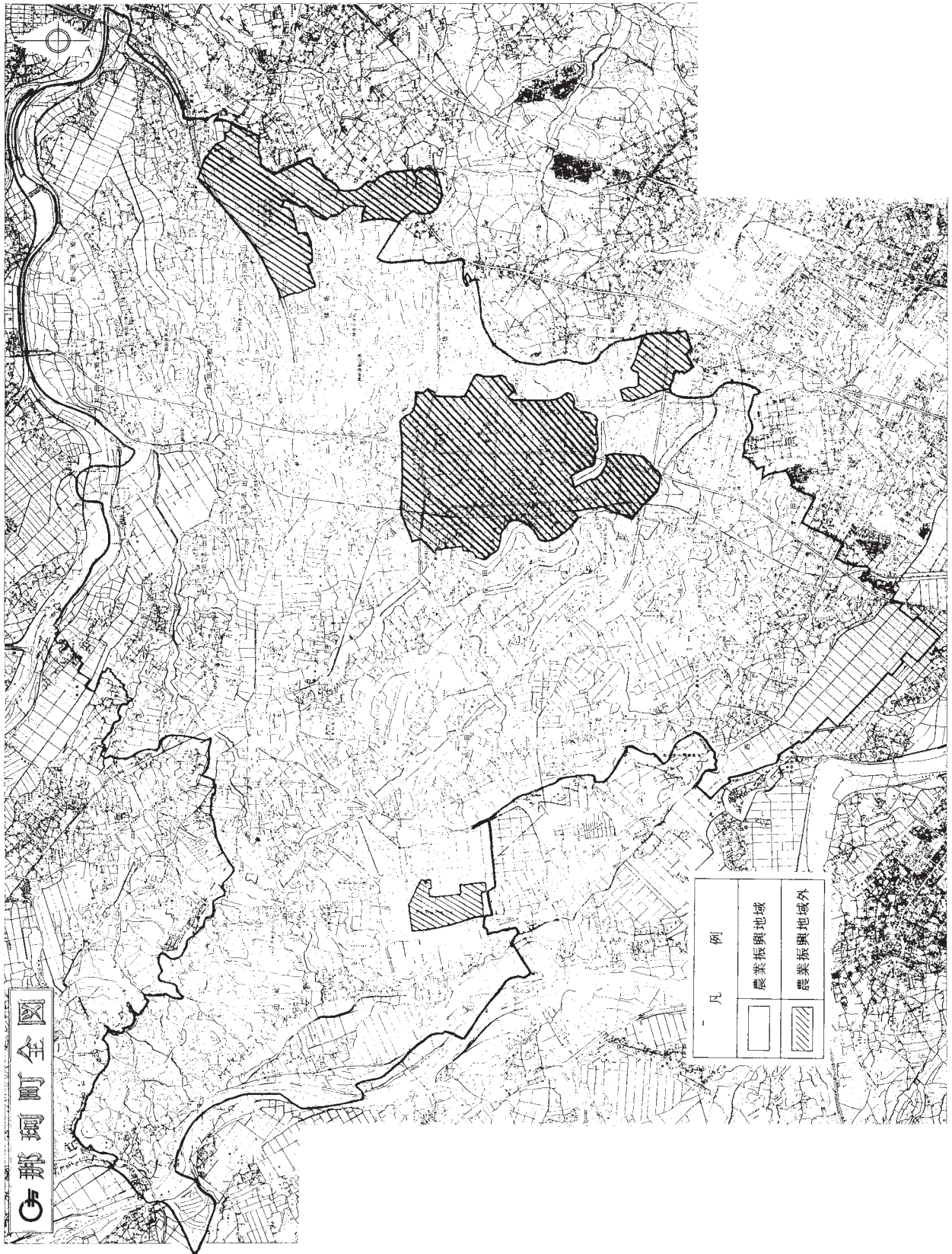
昭和46年 3 月15日茨城県告示第280号で指定した農業振興地域のうち下記地域については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、次のように変更する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

地 域 名	指 定 範 囲
那珂地域	<p>那珂郡那珂町のうち、次に掲げる区域以外の区域</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定に基づく市街化区域</li> <li>2. 市街化区域界と那珂町と東海村との町村界との交点を起点として、那珂町と東海村との町村界、那珂町とひたちなか市との市町界、町道向山119号線、127号線、大字向山字笠松1225番の5、1224番の3、1223番の12、1224番の1、1223番の10、3、2、8、7、町道向山111号線、市街化区域界、起点を順次結んで囲まれた区域</li> <li>3. 町道101号線と市街化区域界との交点を起点として、市街化区域界、町道101号線、起点を順次結んで囲まれた区域</li> </ol>

備 考 上表中の地域名及び指定範囲は、平成11年 6 月10日現在のものである。



## 茨城県告示第648号

昭和46年10月25日茨城県告示第1096号で指定した農業振興地域のうち下記地域については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、次のように変更する。

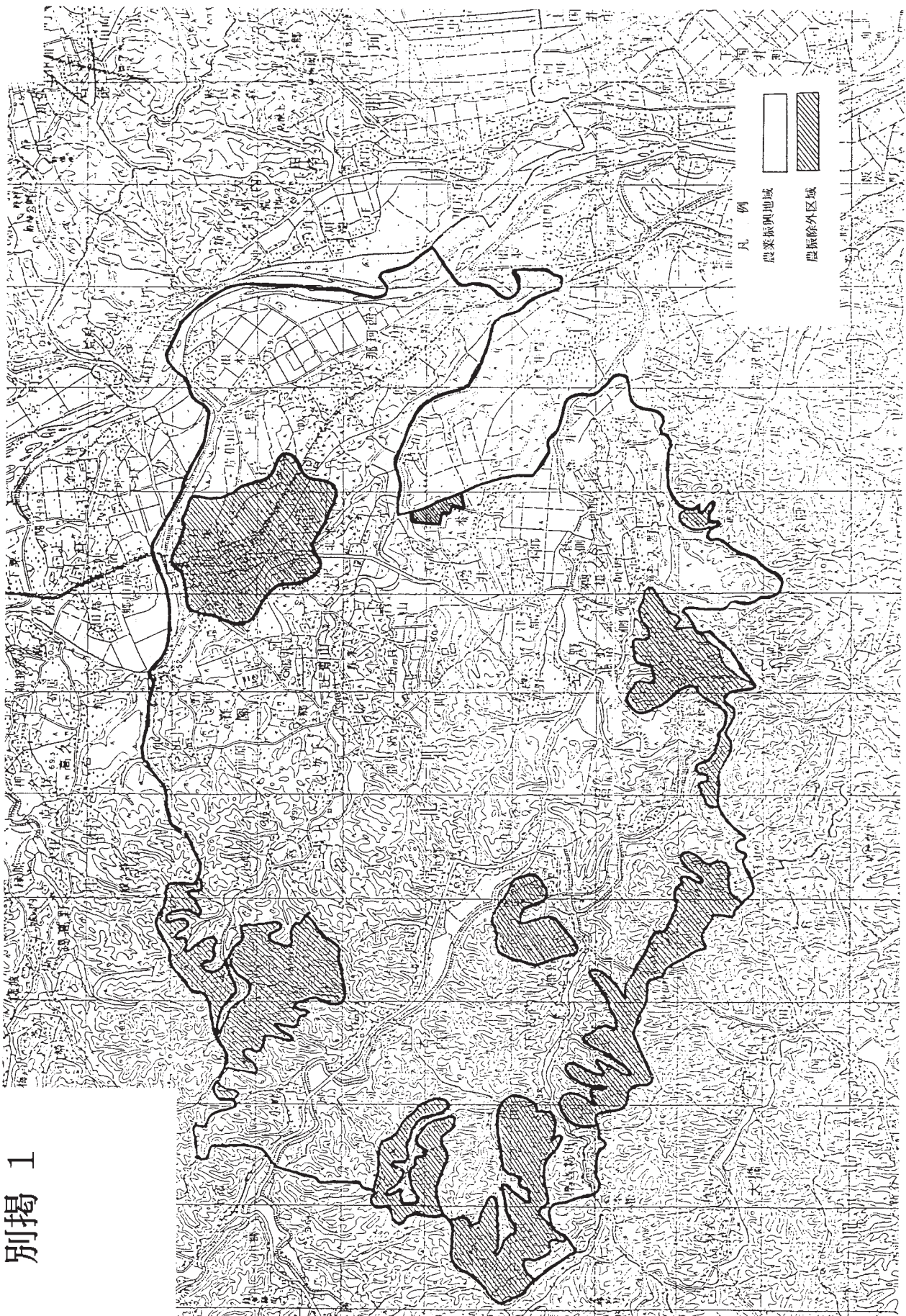
平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

地 域 名	指 定 範 囲
常北地域	東茨城郡常北町のうち、次の掲げる区域以外の区域（別掲1のとおり） 1. 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定に基づく市街化区域及び第8条第1項の規定に基づく用途地域 2. 国有林野経営規程（昭和44年農林省訓令第7号）の規定で定められた国有林野の林班番号2及び6から18までの土地の区域
岩瀬地域	西茨城郡岩瀬町のうち、次に掲げる区域以外の区域（別掲2のとおり） 1. 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定に基づく市街化区域 2. 大字上野原新田字上野原225番の1の北東端と岩瀬町と大和村との町村界との交点を起点として、町村界、大字上野原新田字上野原312番の5、312番の6、283番、264番、235番の2、236番の2、237番の2、226番の9、226番の8、226番の7、226番の6、226番の5、226番の4、226番の3、226番の2、226番の1、225番の5、226番の6、225番の5、225番の4、225番の3、225番の2、225番の1及び起点を順次結んで囲まれた区域 3. 国有林野経営規程（昭和44年農林省訓令第7号）で定められた国有林野の林班番号38から42までの林班に係る土地の区域

備 考 上表中の地域名及び指定範囲は、平成11年 6 月10日現在のものである。

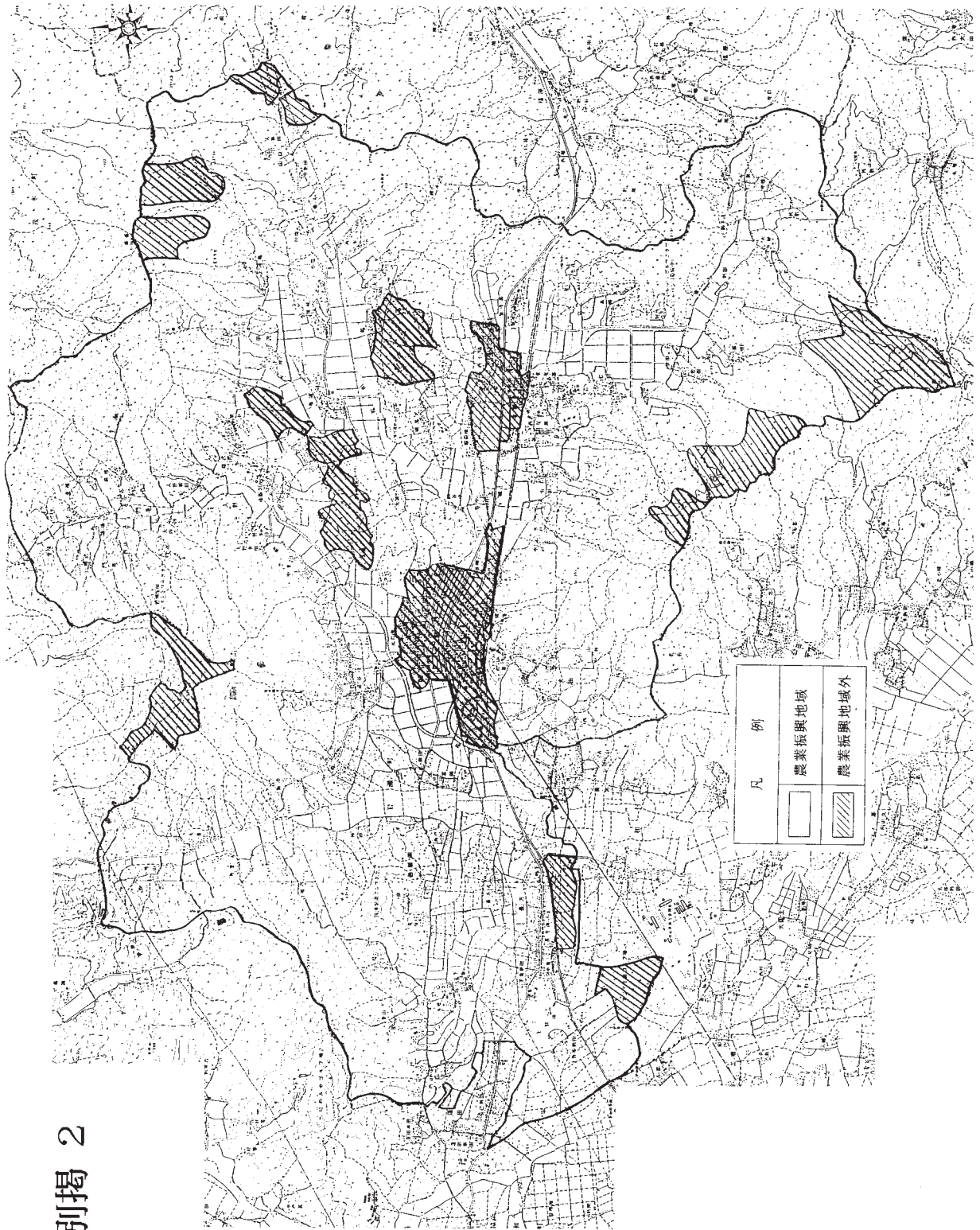




別掲 1



別掲 2



## 茨城県告示第649号

昭和47年10月12日茨城県告示第1009号で指定した農業振興地域のうち下記地域については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、次のように変更する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

地 域 名	指 定 範 囲
阿見地域	<p>稲敷郡阿見町のうち、次に掲げる区域以外の区域</p> <p>1. 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定に基づく市街化区域</p> <p>2. 大字若栗2206番を起点として、2236番の2、2232番の1、2233番の1、2235番、2242番の1、2240番の9、2240番の2、2282番の1、2282番の4、2282番の5、2282番の6、2281番、2201番の2、2193番の4、2193番の9、2193番の2、2192番、1528番、1527番、1526番の5、1526番の2、1540番の2、1540番の1、1522番の2、大字上条24番の2、24番の1、17番、15番、14番、9番の1、3番の1、2番の1、2番の2、1番の4、1番の1、1番の2、173番の1、166番の5、171番の2、177番の2、176番、175番、179番の1、162番の1、162番の5、162番の4、179番の3、452番の3、452番の4、453番の11、453番の5、453番の1、462番の2、462番の3、462番の1、463番の2、465番、466番の乙、750番、746番、759番の1、757番の1、756番の1、752番の1、769番の1、768番の1、764番の1、763番の1、763番の5、762番の1、762番の5、762番の6、771番の2、783番の16、783番の15、783番の18、783番の14、790番の5、790番の1、798番の11、1306番の1、1305番の1、1304番、1322番、1300番の2、1281番の3、1262番、1271番、1380番、1346番の1、1347番、1348番、1349番、1344番の6、1344番の9、1344番の12、1344番の10、1341番、1335番、1339番、1336番、1334番、1323番の1、1323番の4、1323番の2、1331番の2、1343番の2、1751番、1752番の1、1749番の3、1777番、1746番、1745番、1740番、1737番、1735番、1734番の2、1734番、1733番の2、1732番、1729番、1728番、1727番、1725番、1726番、1720番、1697番、1696番、1695番、1694番、1689番、1650番、1652番、1645番、1657番の1、1657番の3、1657番の2、1660番、1664番の2、1664番の1、1672番の3、1673番の2、1674番、1675番、1677番、1678番、1679番、1702番、1703番、1707番、1708番の2、1711番、1712番、1817番、1818番、1819番、1821番、1834番の3、1834番の1、1833番、1833番の1、1831番、1798番、1797番、1795番、1794番、1791番、1790番、1771番、1770番、1769番の2、1769番の1、1768番、1755番の10、1763番の1、1761番の2、1760番の1、1759番の1、1758番の1、1757番の1、1329番の1、1329番の2、1328番の1、1326番の8、1326番の7、1326番の6、1326番の5、1326番の4、1317番の1、1316番の1、1312番、1314番の1、1202番の1、2213番の2、2213番の5、2212番の1、769番の8の起点を順次結んで囲まれた区域</p>

備 考 上表中の地域名及び指定範囲は、平成11年 6 月10日現在のものである。



## 茨城県告示第650号

平成 6 年 3 月10日茨城県告示第354号で指定した農業振興地域のうち下記地域については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第 7 条第 1 項の規定により、次のように変更する。

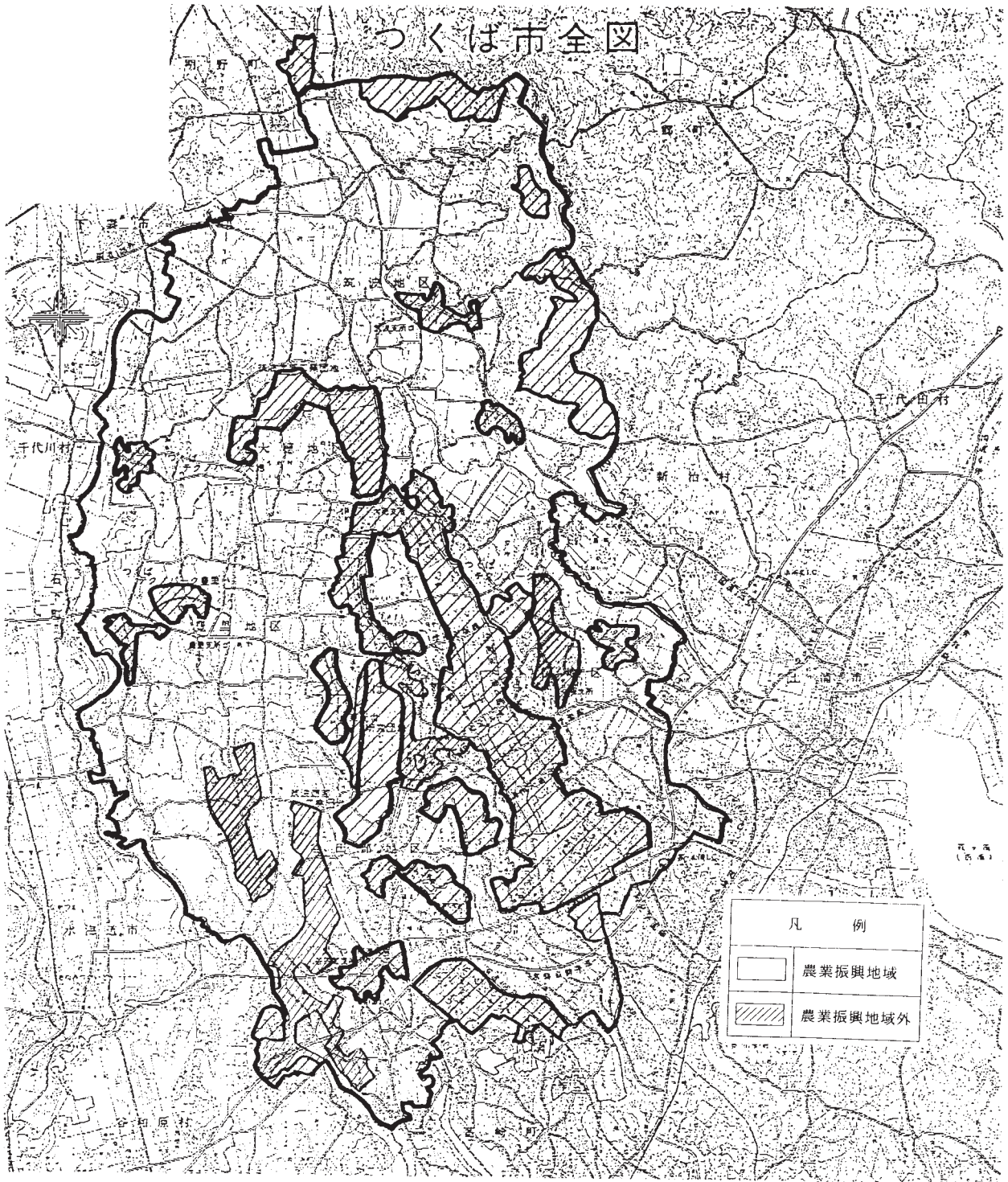
平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

地 域 名	指 定 範 囲
つくば地域	<p>つくば市のうち、次に掲げる区域以外の区域</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>都市計画法（昭和43年法律第100号）第 7 条第 1 項の規定に基づく市街化区域</li> <li>つくば市の旧谷田部町の区域と旧豊里町の区域との区域界と県道大村石下線との交点を起点として、県道大村石下線、大字東平塚字西原1187番の 6、1050番の 1、1049番の 1、1048番の 1、1047番の 1、1046番の 1、1045番の 1、1044番の 1、1043番の 1、1042番の 1、1041番の 1、1040番の 1、1039番の 1、1038番の 1 及び1036番の 1、大字西平塚字林添503番の 1、501番の 1、500番の 1、499番の 1、498番の 4、497番の 1、496番の 2 及び496番の 1、大字東平塚字新林773番の 1、字笹ヶ入766番の 1 並びに字花立久保783番の 1、784番の 1 及び785番の 1、大字下平塚字花立久保787番の 1 の南端と大字苜間字西向516番の 1 の南東端とを直線で結ぶ線、大字西大橋字芝山612番及び613番の 1、県道土浦岩井線、大字西岡字西原115番の 2、大字西岡字西原115番の 2 の西端と大字東平塚字西原1187番の 8 の西端を直線で結ぶ線、大字東平塚字西原1187番の 8、つくば市の旧谷田部町の区域とつくば市の旧豊里町の区域界並びに起点を順次結んで囲まれた区域</li> <li>大字片田字太兵衛新田72番の北端を起点として、大字片田字太兵衛新田72番、72番の 3、71番の 1 及び71番の口、字三角原20番、字中島21番の 2、22番及び19番並びに字三角原17番、つくば市と伊奈町との市町村界、市道片田14号線、大字片田字新提133番の 2、126番の乙、127番の 4、127番の 2、127番の 1、123番、124番および78番の 1、市道片田10号線並びに起点を順次結んで囲まれた区域</li> <li>大字下原字源太郎395番の 2 の北端を起点として、大字下原字源太郎395番の 2、397番の 2、400番の 4、400番の 1 及び399番の 7 並びに字芝山441番、大字梶内字古安王443番の 3、443番の 2、445番の 2、446番の 4、447番の 3、448番の 3、449番の 3、444番の 6、452番の 1、444番の 1、459番の 1、619番の 9、618番、615番の 1、615番の 2、613番のイ、613番の口、611番の 1 及び610番、大字下原字古安王476番の 4、字台口465番の 1、495番の 3、496番、507番の 1 及び417番並びに字宇山408番の 1、408番の 5、市道下原 9 号線、大字下原字池向349番から351番まで、354番、355番、358番から366番まで、367番の 1 及び368番、大字赤塚字大松下705番の 5、大字下原字池向369番並びに字源太郎395番の 7、396番、394番及び395番の 2 並びに起点を順次結んで囲まれた区域</li> <li>自然公園法（昭和32年法律第161号）による特別保護地区</li> <li>大字神郡字入山2727番、2726番の 1 及び2726番の 2 の土地の区域</li> <li>国有林野経営規程（昭和44年 3 月29日農林省訓令第 7 号）で定められた国有林野の10、12から15までの林班に係る土地の区域</li> </ol>

備 考 上表中の地域名及び指定範囲は、平成11年 6 月10日現在のものである。





## 茨城県告示第651号

平成 6 年 7 月11日茨城県告示第837号で指定した農業振興地域のうち下記地域については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第 7 条第 1 項の規定により、次のように変更する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

地 域 名	指 定 範 囲
水戸地域	水戸市のうち、次に掲げる区域以外の区域 1. 都市計画法（昭和43年法律第100号）第 7 条第 1 項の規定に基づく市街化区域 2. 都市計画法第 8 条の規定に基づく用途地域のうち、市道渡里73号線と市街化区域界との交点を起点として、市街化区域界、市道渡里73号線及び起点を順次結んで囲まれた区域を除く区域 3. 国有林野経営規程（昭和44年農林省訓令第 7 号）で定められた国有林野の林班番号 1 から 6 までの土地の区域

備 考 上表中の地域名及び指定範囲は、平成11年 6 月10日現在のものである。





## 茨城県告示第652号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき公表する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- |   |               |     |  |
|---|---------------|-----|--|
| 1 | 委 託           | 先   | 水戸市上国井町3118番21<br>財団法人茨城県農林振興公社                        |
| 2 | 徴収の事務を委託する使用料 |     | 茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例（昭和54年茨城県条例第27号）<br>に基づく使用料及び入園料 |
| 3 | 委 託           | 期 間 | 平成11年 4 月 1 日から<br>平成12年 3 月31日まで                      |

## 茨城県告示第653号

久慈加入区に係る特定第3号漁業者の共済契約の締結の申込みについて、次の者から同意成立の届出があり、当該同意は、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の2第2項に規定する要件に適合しているので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

## 発起人

日立市久慈町 3 - 6 - 8 今 橋 照 男  
日立市久慈町 1 - 6 - 2 沢 畠 忠

## 茨城県告示第654号

波崎加入区に係る特定第3号漁業者の共済契約の締結の申込みについて、次の者から同意成立の届出があり、当該同意は、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の2第2項に規定する要件に適合しているので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

## 発起人

鹿島郡波崎町9476 石 毛 健 司  
鹿島郡波崎町9134 斎 藤 良 助

## 茨城県告示第655号

平成11年 4 月23日付けで、土浦市外十五ヶ町村土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成11年 6 月 2 日認可した。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第656号

平成11年 4 月28日付けで、守谷町外一市一ヶ村土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法

律第195号) 第30条第 2 項の規定により平成11年 6 月 2 日認可した。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第657号

平成11年 5 月24日付けで、新川土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第 2 項の規定により平成11年 6 月 2 日認可した。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第658号

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 起業者の名称 常北町
- 2 事業の種類 (仮称) 常北町健康増進施設整備事業
- 3 起 業 地
  - (1) 収用の部分  
茨城県東茨城郡常北町大字下古内字大平及び字太平地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 土地収用法第26条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所  
常北町役場

茨城県告示第659号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成11年 6 月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 118号

## 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡那珂町飯田2428番 1 地先から 那珂郡那珂町飯田2428番 1 地先まで	旧	メートル 最大 11.3 最小 11.3	メートル 23.0	
	新	最大 13.8 最小 11.3	23.0	迂回路設置
那珂郡那珂町飯田2757番地先から 那珂郡那珂町飯田2762番 1 地先まで	旧	最大 11.0 最小 11.0	48.0	
	新	最大 13.5 最小 11.0	48.0	迂回路設置

## 茨城県告示第660号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成11年6月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年6月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 118号
- 2 供用開始の区間 那珂郡那珂町飯田2428番 1 地先から  
那珂郡那珂町飯田2428番 1 地先まで  
那珂郡那珂町飯田2757番地先から  
那珂郡那珂町飯田2762番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成11年6月10日

## 茨城県告示第661号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により研究学園都市計画市街化区域及び市街化調整区域を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成11年6月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
市街化区域及び市街化調整区域
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) つくば市
    - ア 市街化区域に追加する部分
      - つくば市大字柴崎字稲荷前，字大堀及び字大日の全部
      - 〃 大字柴崎字山ノ崎，字不動下，字祿呂師及び字万観音の各一部
      - 〃 大字金田字天神台，字天神，字天神谷，字清水，字館山，字館後，字天神久保，字天神窪，字大堀，字西原，字中久保，字十三塚，字不動台，字吹上，字諏訪脇，字長者塚，字二本松台，字蛭

子, 字二本松本, 字岡久保, 字弥陀下, 字岡道, 字明神南, 字明神久保, 字中台, 字大神神,  
字明神西, 字谷頭, 字虫送り及び字遠原の全部

つくば市大字金田字天神下, 字大坂, 字観音後, 字観音, 字入龍神及び字八龍神の各一部

- ” 大字上野字東久保, 字東窪, 字勢至下, 字堂ノ前, 字勢至前, 字椿本, 字古屋敷, 字柵ノ内及び字作ノ内の全部
- ” 大字上野字大木, 字定使, 字石塔, 字前谷津, 字井戸向, 字西久保, 字天神, 字後山, 字前原, 字陣場, 字陳場, 字後田及び字成井の各一部
- ” 大字上境字庚塚前, 字観音久保及び字滝ノ上の全部
- ” 大字上境字庚塚, 字馬観音, 字万観音, 字滝ノ台, 字岩ノ入, 字作ノ内及び字池ノ上の各一部
- ” 大字東岡字中原, 字田迎, 字谷頭, 字講端, 字向, 字向山, 字下ノ町及び字番匠の全部
- ” 大字東岡字東岡, 字西原, 字北原, 字海道端, 字上中谷, 字中畑, 字作ノ久保, 字並松, 字東浦, 字不動前, 字アシタ, 字阿弥陀, 字六反田及び字俣田の各一部
- ” 大字中根字陣場台及び字遠原の全部
- ” 大字中根字幕下, 字毘沙門, 字中谷津, 字滝ノ台及び字小谷津の各一部
- ” 大字横町字庚申塚, 字中原, 字小谷津, 字中谷津及び字前原の全部
- ” 大字横町字幕下, 字陣場台, 字陳場台, 字遠原及び字中谷の各一部
- ” 大字栄字中原, 字遠原, 字中谷津及び字毘沙門の全部
- ” 大字栄字旗下及び字幕下の各一部
- ” 大字遠東字大六天の全部
- ” 大字遠東字横町, 字千げん前, 字大久保, 字東山及び字東田の各一部
- ” 大字下平塚字花立久保, 字苜間境, 字丸野山, 字笹ノ入, 字皿久保, 字蕉木, 字新林, 字西向, 字西向石橋上, 字西谷津, 字仙神, 字大聖寺久保, 字南台, 字南内, 字南ノ内, 字北原及び字矢中の全部
- ” 大字下平塚字かふき, 字稻荷脇, 字狐脇, 字十三塚, 字蕉木臺, 字石橋下, 字折戸, 字瀧ノ宮, 字堂所, 字蕉木, 字蕉木台, 字野中及び字立場の各一部
- ” 大字葛城根崎字休土, 字後田, 字向山, 字松山, 字新田, 字西田縁り, 字大縄場, 字谷畑, 字弁天及び字溜井敷新開の全部
- ” 大字葛城根崎字上橋田縁取り, 字西浦, 字東田縁り及び字門戸の各一部
- ” 大字苜間字クベリ山, 字ソリ町, 字永山, 字観音下, 字泳山, 字丸円, 字鏡田, 字向田, 字根崎後, 字作淵, 字山ノ神, 字小丸野, 字松ノ越, 字上ノ前, 字神田, 字諏訪下, 字石橋, 字川中子, 字大橋下, 字大道南, 字大道北, 字辻ノ下, 字坪内, 字登戸, 字弁天, 字明神, 字明神後, 字西原及び西向の全部
- ” 大字苜間字観音田縁り, 字久保, 字宮久保, 字熊野, 字熊野前, 字高野, 字根崎下, 字根崎前, 字篠後, 字篠前, 字西ノ下, 字中道, 字前田, 字池田, 字仲道, 字坪ノ内, 字東浦, 字洞ノ上, 字馬場, 字野中前及び字六十目の各一部
- ” 大字西岡字西原の一部
- ” 大字西大橋字橋本, 字溝淵, 字坂下, 字三多田, 字寺下, 字芝山, 字川中子, 字前山, 字町田, 字長山, 字臺, 字塚田及び字這坂の全部
- ” 大字西大橋字京塚, 字寺浦, 字清水, 字清水台, 字清水臺, 字前山台, 字前田, 字大境, 字大橋下, 字大窪, 字大窪淵, 字大道, 字堂脇, 字南台, 字中山, 字塚山, 字裕間, 字堀ノ内及び字柳

## 下の各一部

つくば市大字西平塚字筈崎, 字原山, 字算崎, 字西ノ原, 字西ノ台及び字西台の全部

- ” 大字西平塚字宮ノ脇, 字宮脇, 字境掘, 字行人塚, 字深山, 字西原, 字扇久保, 字前山, 字中畑, 字梨の木及び字林添の各一部
- ” 大字東平塚字瀧ノ宮の全部
- ” 大字東平塚字かぶき, 字向山, 字西原及び字西田の各一部
- ” 大字面野井字ハサマ, 字瀧ノ入, 字中田, 字丸山, 字東原山, 字蜂ノ巣, 字面野井及び字島名の各一部
- ” 大字谷田部字中野, 字山合, 字漆, 字真瀬向, 字陣場, 字福田, 字堀留, 字要害及び字烟硝蔵の各一部
- ” 大字島名字香取, 字根柄, 字寺ノ前, 字寺野前, 字漆, 字諏訪窪, 字天神下, 字道場前, 字白合, 字八幡下, 字八幡前, 字本田, 字戸面山及び字薬師堂の全部
- ” 大字島名字下長丁, 字下長町, 字関ノ台, 字関ノ台前, 字境松, 字熊野山, 字熊ノ山, 字原新田, 字香取前, 字深町, 字前野, 字中代, 字中台, 字土橋本, 字八幡, 字不動山, 字北原, 字薬師, 字薬師台, 字中西及び字榎内の各一部
- ” 大字上河原崎字藤四郎, 字藤四郎臺及び字前山の全部
- ” 大字上河原崎字東原, 字榎戸, 字正明寺, 字正明寺臺, 字桜岡及び字上河原崎の各一部
- ” 大字上河原崎元中北字東大境, 字東横畑ケ, 字東中畑, 字東中畑ケ, 字東織本, 字東藤四郎及び字東山の全部
- ” 大字上河原崎元中北字下河原崎及び字榎戸の各一部
- ” 大字上河原崎元宮本字台, 字臺山, 字だい山, 字台山, 字浅間下及び字松ノ下の全部
- ” 大字上河原崎元宮本字前山, 字臺, 字榎戸, 字本田及び字上ノ前の各一部
- ” 大字上河原崎下河原崎入会地字西原及び字榎戸の全部
- ” 大字上河原崎下河原崎入会地字前原及び字正明寺台の各一部
- ” 大字下河原崎字三夜下, 字長丁, 字三ヤ山, 字明神山, 字塚山, 字明神下, 字ハツ割, 字ハツハリ, 字谷原, 字佐部井山, 字入谷ツ, 字入谷津, 字入谷, 字八舛蒔, 字八升蒔, 字谷中臺及び字姥山の全部
- ” 大字下河原崎字下河原崎, 字八十, 字清上, 字砂久保, 字中山, 字榎戸, 字うば山, 字稻荷山, 字西原, 字山西及び字藤四郎の各一部
- ” 大字飯田字西楚い, 字西楚八, 字小坂及び字ペラ草の全部
- ” 大字飯田字入会, 字大塚, 字台畑, 字台山, 字ミノ八, 字箕輪, 字ミノ八台及び字箕輪台の各一部
- ” 大字片田字馬場崎, 字中島, 字太兵衛新田, 字下谷原, 字流, 字松見, 字松山久保, 字大久保, 字中割, 字新山, 字新堤台, 字西田, 字新地, 字前新田, 字本田, 字愛宕社地, 字脇新田, 字ビョウノコシ, 字びょうこし, 字するかや, 字軽萱, 字前田, 字遠西, 字丸山, 字上割, 字一本松及び字箕輪の全部
- ” 大字片田字祇園作, 字東田, 字阿世橋, 字アセ橋, 字太兵衛新田, 字新堤, 字下割, 字カリヘ久保及び字向山本割の各一部
- ” 大字上萱丸字瀬戸, 字古屋敷, 字下貝房, 字上貝房, 字四郎右工門堤, 字久根ノ下及び字西原の全部
- ” 大字上萱丸字向, 字八抜方, 字宅地附, 字笹原, 字宅地付, 字山井及び字三戸山の各一部
- ” 大字下萱丸字大山下, 字姥原及び字出シ山の全部



つくば市大字下萱丸字赤面，字溜井向，字台山，字台山下，字出し山及び字前田の各一部

- ” 大字中野字台山の一部
- ” 大字西栗山字西，字西栗山，字上山，字門山，字畔橋，字畦橋及び字久保の各一部
- ” 大字花島新田字北原の一部
- ” 大字根崎字中道付，字新山，字新畑，字金屑及び字西担の全部
- ” 大字古館字アゼハシ，字ヘラ草，字へら草，字西ソワ，字西ソハ，字小坂，字中道，字原山，字塚越，字塚越シ，字ミノワ，字芝山，字畔橋，字神足跡，字神足脇，字神足裏，字明神脇及び字明神前の全部
- ” 大字古館字前久保，字前窪，字向山，字稻荷山，字中峠及び字屋敷脇の各一部
- ” 大字真瀬字三度山及び字三度山下の全部
- ” 大字真瀬字堀附及び字向原の各一部

### 3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課



茨城県告示第662号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により研究学園都市計画土地地区画整理事業（中根・金田台特定土地地区画整理事業）を決定したので，同法第20条第1項の規定により告示し，同条第2項の規定により当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 都市計画の種類

土地地区画整理事業（中根・金田台特定土地地区画整理事業）

#### 2 都市計画を定める土地の区域

つくば市大字柴崎字稻荷前，字大堀及び字大日の全部

- ” 大字柴崎字山ノ崎，字不動下，字祿呂師及び字万観音の各一部
- ” 大字金田字天神台，字天神，字天神谷，字清水，字館山，字館後，字天神久保，字天神窪，字大堀，字西原，字中久保，字十三塚，字不動台，字吹上，字諏訪脇，字長者塚，字二本松台，字蛭子，字二本松本，字岡久保，字弥陀下，字岡道，字明神南，字明神久保，字中台，字大名神，字明神西，字谷頭，字虫送り及び字遠原の全部
- ” 大字金田字天神下，字大坂，字観音後，字観音，字入龍神及び字八龍神の各一部
- ” 大字上野字東久保，字東窪，字勢至下，字堂ノ前，字勢至前，字椿本，字古屋敷，字柵ノ内及び字作ノ内の全部
- ” 大字上野字大木，字定使，字石塔，字前谷津，字井戸向，字西久保，字天神，字後山，字前原，字陣場，字陣場，字後田及び字成井の各一部
- ” 大字上境字庚塚前，字観音久保及び字滝ノ上の全部
- ” 大字上境字庚塚，字馬観音，字万観音，字滝ノ台，字岩ノ入，字作ノ内及び字池ノ上の各一部
- ” 大字東岡字中原，字田迎，字谷頭，字講端，字向，字向山，字下ノ町及び字番匠の全部
- ” 大字東岡字東岡，字西原，字北原，字海道端，字上中谷，字中畑，字作ノ久保，字並松，字東浦，字不動前，字アシタ，字阿弥陀，字六反田及び字俣田の各一部
- ” 大字中根字陣場台及び字遠原の全部

つくば市大字中根字幕下，字毘沙門，字中谷津，字滝ノ台及び字小谷津の各一部

- ” 大字横町字庚申塚，字中原，字小谷津，字中谷津及び字前原の全部
- ” 大字横町字幕下，字陣場台，字陳場台，字遠原及び字中谷の各一部
- ” 大字栄字中原，字遠原，字中谷津及び字毘沙門の全部
- ” 大字栄字旗下及び字幕下の各一部

### 3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課



茨城県告示第663号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により研究学園都市計画土地区画整理事業（葛城一体型特定土地区画整理事業）を決定したので，同法第20条第1項の規定により告示し，同条第2項の規定により当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

### 1 都市計画の種類

土地区画整理事業（葛城一体型特定土地区画整理事業）

### 2 都市計画を定める土地の区域

つくば市大字遠東字大六天の全部

- ” 大字遠東字横町，字千げん前，字大久保，字東山及び字東田の各一部
- ” 大字下平塚字花立久保，字苧間境，字丸野山，字笹ノ入，字皿久保，字蕉木，字新林，字西向，字西向石橋上，字西谷津，字仙神，字大聖寺久保，字南台，字南内，字南ノ内，字北原及び字矢中の全部
- ” 大字下平塚字かふき，字稲荷脇，字孤脇，字十三塚，字蕉木臺，字石橋下，字折戸，字瀧ノ宮，字堂所，字蕉木，字蕉木台，字野中及び字立場の各一部
- ” 大字葛城根崎字休土，字後田，字向山，字松山，字新田，字西田縁り，字大縄場，字谷畑，字弁天及び字溜井敷新開の全部
- ” 大字葛城根崎字上橋田縁取り，字西浦，字東田縁り及び字門戸の各一部
- ” 大字苧間字クベリ山，字ソリ町，字永山，字観音下，字泳山，字丸円，字鏡田，字向田，字根崎後，字作淵，字山ノ神，字小丸野，字松ノ越，字上ノ前，字神田，字諏訪下，字石橋，字川中子，字大橋下，字大道南，字大道北，字辻ノ下，字坪内，字登戸，字弁天，字明神及び字明神後の全部
- ” 大字苧間字観音田縁り，字久保，字宮久保，字熊野，字熊野前，字高野，字根崎下，字根崎前，字篠後，字篠前，字西ノ下，字中道，字西原，字西向，字前田，字池田，字仲道，字坪ノ内，字東浦，字洞ノ上，字馬場，字野中前及び字六十目の各一部
- ” 大字西岡字西原の一部
- ” 大字西大橋字橋本，字溝淵，字坂下，字三多田，字寺下，字川中子，字前山，字町田，字長山，字臺及び字塚田の全部
- ” 大字西大橋字京塚，字寺浦，字芝山，字清水，字清水臺，字前山台，字前田，字大境，字大橋下，字大窪，字大窪淵，字大道，字堂脇，字南台，字這坂，字碓間，字堀ノ内及び字柳下の各一部
- ” 大字西平塚字箕崎，字原山，字算崎，字西ノ原，字西ノ台及び字西台の全部

つくば市大字西平塚字宮ノ脇，字宮脇，字境掘，字行人塚，字深山，字西原，字扇久保，字前山，字中畑，字梨  
の木及び字林添の各一部

- ” 大字東平塚字瀧ノ宮の全部
- ” 大字東平塚字かぶき，字向山，字西原及び字西田の各一部
- ” 大字面野井字ハサマ，字瀧ノ入，字中田，字東原山，字蜂ノ巣及び字面野井の各一部

### 3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

#### 茨城県告示第664号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により研究学園都市計画土地区画整理事業（上河原崎・中西特定土地区画整理事業）を決定したので，同法第20条第1項の規定により告示し，同条第2項の規定により当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

### 1 都市計画の種類

土地区画整理事業（上河原崎・中西特定土地区画整理事業）

### 2 都市計画を定める土地の区域

つくば市大字面野井字島名の一部

- ” 大字島名字戸面山の全部
- ” 大字島名字中西及び字榎内の各一部
- ” 大字上河原崎字藤四郎，字藤四郎臺及び字前山の全部
- ” 大字上河原崎字東原，字榎戸，字正明寺，字正明寺臺，字桜岡及び字上河原崎の各一部
- ” 大字上河原崎元中北字東大境，字東横畑ケ，字東中畑，字東中畑ケ，字東織本，字東藤四郎及び字東山の全部
- ” 大字上河原崎元中北字下河原崎及び字榎戸の各一部
- ” 大字上河原崎元宮本字台，字臺山，字だい山，字台山，字浅間下及び字松ノ下の全部
- ” 大字上河原崎元宮本字前山，字臺，字榎戸，字本田及び字上ノ前の各一部
- ” 大字上河原崎下河原崎入会地字西原及び字榎戸の全部
- ” 大字上河原崎下河原崎入会地字前原及び字正明寺台の各一部
- ” 大字下河原崎字三夜下，字長丁，字三ヤ山，字明神山，字塚山，字明神下，字八ツ割，字八ツハリ，字谷原，字佐部井山，字入谷ツ，字入谷津，字入谷，字八舛蒔，字八升蒔，字谷中臺及び字姥山の全部
- ” 大字下河原崎字下河原崎，字八十，字清上，字砂久保，字中山，字榎戸，字うば山，字稲荷山，字西原，字山西及び字藤四郎の各一部

### 3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

#### 茨城県告示第665号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により研究学園都市計画土地区画整理事業（島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業）を決定したので，同法第20条第1項の規定により告示し，同条第2項の規定により

当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

土地区画整理事業（島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業）

2 都市計画を定める土地の区域

つくば市大字面野井字島名の一部

- ” 大字谷田部字山合，字漆，字真瀬向，字陣場，字福田，字堀留，字要害及び字烟硝蔵の各一部
- ” 大字島名字香取，字根柄，字寺ノ前，字寺野前，字漆，字諏訪窪，字天神下，字道場前，字白合，字八幡下，字八幡前，字本田及び字薬師堂の全部
- ” 大字島名字下長丁，字下長町，字関ノ台，字関ノ台前，字境松，字熊野山，字熊ノ山，字原新田，字香取前，字深町，字前野，字中代，字中台，字土橋本，字八幡，字不動山，字北原，字薬師及び字薬師台の各一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第666号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により研究学園都市計画土地区画整理事業（萱丸一体型特定土地区画整理事業）を決定したので，同法第20条第1項の規定により告示し，同条第2項の規定により当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

土地区画整理事業（萱丸一体型特定土地区画整理事業）

2 都市計画を定める土地の区域

つくば市大字谷田部字中野，字真瀬向及び字要害の各一部

- ” 大字飯田字西楚い，字西楚八，字小坂及び字ペラ草の全部
- ” 大字飯田字入会，字大塚，字台畑，字台山，字ミノ八，字箕輪，字ミノ八台及び字箕輪台の各一部
- ” 大字片田字馬場崎，字中島，字太兵衛新田，字下谷原，字流，字松見，字松山久保，字大久保，字中割，字新山，字新堤台，字新地，字前新田，字本田，字愛宕社地，字脇新田，字ビョウノコシ，字びょうこし，字するかや，字軽萱，字前田，字遠西，字丸山，字上割及び字一本松の全部
- ” 大字片田字祇園作，字東田，字阿世橋，字アセ橋，字西田，字太兵衛新田，字新堤，字下割，字カリヘ久保及び字向山本割の各一部
- ” 大字上萱丸字瀬戸，字古屋敷，字下貝房，字上貝房，字四郎右工門堤，字久根ノ下及び字西原の全部
- ” 大字上萱丸字向，字八抜方，字宅地附，字笹原，字宅地付，字山井及び字三戸山の各一部
- ” 大字下萱丸字大山下，字蛸原及び字出シ山の全部
- ” 大字下萱丸字赤面，字溜井向，字台山，字台山下，字出し山及び字前田の各一部
- ” 大字中野字台山の一部
- ” 大字西栗山字西，字西栗山，字上山，字門山，字畔橋，字畦橋及び字久保の各一部
- ” 大字花島新田字北原の一部

つくば市大字根崎字中道付，字新山，字新畑，字金宵及び字西担の全部

” 大字古館字アゼハシ，字ヘラ草，字ヘラ草，字西ソワ，字西ソハ，字小坂，字中道，字原山，字塚越，  
字塚越シ，字ミノワ，字芝山，字畔橋，字神足跡，字神足脇，字神足裏，字明神脇及び字明神  
前の全部

” 大字古館字前久保，字前窪，字向山，字稻荷山，字中峠及び字屋敷脇の各一部

” 大字真瀬字三度山及び字三度山下の全部

” 大字真瀬字堀附及び字向原の各一部

### 3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第667号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により研究学園都市計画都市高速鉄道を決定したので，  
同法第20条第1項の規定により告示し，同条第2項の規定により，当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦  
覧に供する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

### 1 都市計画の種類

都市高速鉄道（常磐新線）

### 2 都市計画を定める土地の区域

つくば市大字片田字松山久保，字下割，字本割西，字中割，字新山，字土割，字丸山，字西田，字遠西及び字山  
本割の各一部

” 大字西栗山字西，字西栗山及び字上山の各一部

” 大字上萱丸字瀬戸，字古屋敷，字下貝房，字八抜方，字宅地付，字笹原及び字出山の各一部

” 大字花島新田字北原の一部

” 大字下萱丸字台山及び字出山の各一部

” 大字谷田部字山合，字漆，字真瀬向，字陣場及び字要害の各一部

” 大字島名字下長町，字関ノ台，字境松，字熊野山，字香取，字香取前，字前野，字天神下，字白合，字  
不動山及び字上長丁の各一部

” 大字面野井字作台，字中田，字東原山，字北野前及び字面野井の各一部

” 大字葛城根崎字向山，字松山，字西浦，字西田縁り，字大縄場，字谷畑及び字後田の各一部

” 大字苧間字久保，字谷頭，字池田，字東浦，字上ノ前，字台，字辻，字中宿，字西原，字西向，字大道  
南，字洞ノ上，字根崎下及び字神田の各一部

” 大字小野崎字南小池，字小池及び字溜井の各一部

” 吾妻二丁目の一部

谷和原村大字南字海老原の一部

### 3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第668号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により研究学

園都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

道路 (3・1・7号 学園中央通り線他18路線)

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 3・1・7号 学園中央通り線

追加する部分

つくば市吾妻一丁目の一部

(2) 3・3・13号 松代河原崎線

削除する部分

つくば市大字上河原崎下河原崎入会地字前原の一部

変更する部分

つくば市大字西岡字西原の一部

〃 大字面野井字廣畑，字西ノ台及び字池作の各一部

〃 大字島名字木崎の一部

〃 大字鬼ヶ窪字鬼ヶ窪の一部

〃 大字上河原崎字河原崎及び字東原の各一部

〃 大字上河原崎元中北字東大境及び字東山の各一部

〃 大字下河原崎字清上の一部

〃 大字上河原崎下河原崎入会地字前原の一部

(3) 3・3・14号 境松西平塚線

変更する部分

つくば市大字西大橋字大鏡，字清水，字南台，字清水台，字這坂及び字坂下の各一部

〃 大字苧間字西向，字後田，字西谷津，字根崎下及び字泳山の各一部

〃 大字根崎字西田緑の一部

〃 大字西平塚字西谷津，字苧間境，字仙神，字西向，字原山，字鏡堀，字梨ノ木及び字行人塚の各一部

〃 大字東平塚字西原及び字大聖寺久保の各一部

〃 大字要元弥平太字本沢の一部

〃 大字要元猿壁字弥平太の一部

追加する部分

つくば市大字西岡字マスノ下及び字大鏡の各一部

〃 大字西大橋字大鏡，字清水，字南台，字清水台，字這坂及び字坂下の各一部

〃 大字苧間字西向，字後田，字西谷津，字根崎下及び字泳山の各一部

〃 大字根崎字西田緑の一部

〃 大字西平塚字西谷津，字苧間境，字仙神，字西向，字西台，字原山，字境堀，字梨ノ木及び字行人塚の各一部

〃 大字東平塚字西原及び字大聖寺久保の各一部

〃 大字要元弥平太字本沢の一部



つくば市大字要元猿壁字弥平太の一部

(4) 3・4・20号 今鹿島作谷線

削除する部分

つくば市大字高野字向山道南, 字八幡, 字四ツ割, 字向山道北及び字海道山の各一部

〃 大字今鹿島字細田西の一部

(5) 3・4・21号 今鹿島上郷線

変更する部分

つくば市大字今鹿島字細田西の一部

(6) 3・5・22号 上郷高野線

変更する部分

つくば市大字上郷字向山道南及び字海道山の各一部

(7) 3・2・34号 真瀬今鹿島線

追加する部分

つくば市大字真瀬字西原, 字中畑, 字中道及び字堀附の各一部

〃 大字島名字榎内の一部

〃 大字下河原崎字横田, 字中山, 字稻荷山, 字姥山及び字西原の各一部

〃 大字上河原崎元宮本字前山, 字元宮本, 字砂窪及び字石戸の各一部

〃 大字上河原崎元中北字砂窪, 字砂窪鬼, 字房道南, 字房道北, 字観音堂, 字上房道, 字上前畑及び字八幡北の各一部

〃 大字上河原崎字観音堂, 字屋敷付, 字砂久保, 字イカツチ, 字棒道, 字本田東, 字中妻道, 字本田山東, 字桑の木, 字石堂, 字長堀, 字八幡脇, 字八幡後, 字上山, 字中妻臺, 字ダシ山及び字石道の各一部

〃 大字上河原崎下河原崎入会地字高田及び字前原の各一部

〃 大字上郷字角内の一部

〃 大字野畑字西原, 字天神後及び字中西の各一部

〃 大字高野字新山, 字向山道南, 字原山, 字八幡, 字四ツ割, 字海道山及び字向山道北の各一部

〃 大字今鹿島字細田西の一部

(8) 3・3・35号 下大島線

追加する部分

つくば市大字下大島字俣下, 字俣田及び字深田の各一部

(9) 3・2・36号 真瀬大角豆線

追加する部分

つくば市大字真瀬字西原, 字山ノ越及び字向原の各一部

筑波郡谷和原村大字台字苗代山の一部

つくば市大字谷田部字要害, 字台町上, 字下成井, 字藤ヶ入, 字漆, 字漆出口, 字陣場, 字山合及び字福田の各一部

〃 大字小白碓字小白下の一部

〃 大字上横場字道心塚, 字下堀及び字本郷地の各一部

〃 大字榎戸字五十塚, 字後原, 字上ノ下り, 字筒花及び字榎戸の各一部

〃 大字中内字志も田, 字西ノ妻, 字台山及び字台の各一部

つくば市大字館野字塚越，字宮久保，字堂山，字北原及び字館野の各一部

- ” 大字赤塚字道向，字八木，字池下，字皿砂及び字大松下の各一部
- ” 稲荷前の一部
- ” 東二丁目の一部
- ” 大字下原字池下の一部
- ” 大字大角豆字名兵の一部

(10) 3・2・37号 西平塚高野線

追加する部分

つくば市大字西平塚字梨ノ木，字深山，字中畑及び字西脇の各一部

- ” 大字遠東字須賀，字鏡田，字大六元，字愛宕前，字東山，字六斗藤，字前畑，字香ノ内，字久地前，字南原，字松山及び字せうしの各一部
- ” 東光台二丁目の一部
- ” 大字酒丸元西谷ケ代字宮脇，字上ノ代，字前並，字西坪，字東高田及び字前畑の各一部
- ” 大字酒丸元西酒丸字西の下，字かけ畑，字宇津木内，字東浦，字宮前，字北後及び字西裏の各一部
- ” 大字酒丸元中東字上の坪，字西裏，字宮ノ脇，字向木内前，字前窪，字宮窪，字新田前，字横道，字出口，字東ノ坪，字坪ノ内及び字新田口の各一部
- ” 大字高野字西口，字折口，字向山道北，字海山道，字向山道南，字八幡，字向石橋，字権現前，字久弥下，字石橋，字長井戸，字薬師後，字薬師前，字道六神前，字東久保，字前表，字中道，字清水，字立出し，字池作，字木根，字東田，字登戸及び字四ツ割の各一部

(11) 3・2・38号 妻木金田線

追加する部分

つくば市天久保一丁目の一部

- ” 大字妻木字道祖神，字西ノ下，字西坪，字西ノ内，字西門，字台坪，字宮前，字台後，字桑原，字大地坪，字大地下及び字妻木の各一部
- ” 大字東岡字東岡，字西原，字中原，字田辺，字谷頭，字講端，字海道端及び字北原の各一部
- ” 大字金田字谷頭，字中谷及び字西原の各一部

(12) 3・3・39号 上野花室線

追加する部分

つくば市大字上境字庚塚及び字場観音の各一部

- ” 大字柴崎字大日及び字万観音の各一部
- ” 大字中根字遠原の一部
- ” 大字栄字遠原の一部
- ” 大字横町字中原の一部
- ” 大字金田字大堀，字御山，字十三塚，字谷頭，字中台，字明神久保，字弥陀下，字岡道，字二本松本，字中宿，字東岡，字一ノ道及び字西原の各一部
- ” 大字花室字後田，字御山，字御山下，字御山前，字二智畑，字宿畑，字坂下，字明神前，字申房，字下反町，字徳面，字観音山下，字観音山，字観音前，字九十九池際，字根古屋台，字花室下及び字根古屋久保の各一部

## (13) 3・2・40号 新都市中央通り線

## 追加する部分

## つくば市春日二丁目の一部

- ” 大字苧間字小丸野，字宮久保，字山神，字熊野前，字東浦，字篠前，字西ノ下，字丸向，字西谷津，  
字西向，字苧間境及び字西原の各一部
- ” 大字下平塚字折戸，字南台及び字堂前の各一部
- ” 大字根崎字井大及び字中道付の各一部
- ” 大字東平塚字西原の一部
- ” 大字面野井字峰ノ巢，字峰巢，字八郎田，字愛宕及び字池作の各一部
- ” 大字中東原新田字下山の一部
- ” 大字島名字木崎，字関ノ台，字熊野山，字下長丁，字香取，字香取前，字前野，字根柄，字深町，字  
漆及び字境松の各一部
- ” 大字谷田部字山合，字陣場，字要害，字堀留，字中野及び字長堀の各一部
- ” 大字下萱丸字前田，字赤面及び字溜井向の各一部
- ” 大字中野字台山の一部
- ” 大字花島新田字北原の一部
- ” 大字飯田字大塚，字台畑，字台山及び字西ソハの各一部

## 追加する部分

つくば市大字古館字道，字小坂，字中道付，字向山，字稻荷山，字前窪，字中峠及び字古館の各一部

- ” 大字境松字永堀及び字宅地台の各一部

## (14) 3・3・41号 萱丸東西線

## 追加する部分

## つくば市大字飯田字大塚の一部

- ” 大字花島新田字北原の一部
- ” 大字西栗山字西栗山の一部
- ” 大字片田字東田，字下谷原，字前田，字流，字新地，字新山，字松山久保，字下割及び字中割の各一  
部

## (15) 3・2・42号 島名上河原崎線

## 追加する部分

つくば市大字島名字香取前，字白合，字八幡下，字八幡前，字八幡及び字中西の各一部

- ” 大字面野井字島名の一部

## (16) 3・4・43号 上野新治線

## 追加する部分

つくば市大字上野字前原，字西久保，字椿本，字堂ノ前，字勢至下，字東久保，字前谷津，字大木及び字上野  
の各一部

- ” 大字上境字北ノ内及び下谷原の各一部

## (17) 3・4・44号 新治下大島線

## 追加する部分

つくば市大字下大島字深田の一部

## (18) 3・4・45号 谷田部花島線

## 追加する部分

つくば市大字谷田部字要害及び堀留の各一部

" 大字上萱丸字瀬戸，字出シ山，字八梭方及び字宅地付の各一部

" 大字下萱丸字前田，字屋敷下及び字出山の各一部

" 大字花島新田字北原の一部

## (19) 3・4・67号 花島真瀬線

## 追加する部分

つくば市大字花島新田字北原の一部

" 大字真瀬字三度山の一部

## 3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 茨城県告示第669号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により水海道都市計画道路を変更したので，同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示し，同条第2項の規定により，当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

道路（3・2・17号 東楢戸・台線他2路線）

## 2 都市計画を定める土地の区域

## (1) 3・2・17号 東楢戸・台線

## 変更する部分

筑波郡谷和原村大字南字大堀，字垣根添，字小山及び字権現前の各一部

" 大字田字大堀の一部

## (2) 3・3・24号 南・伊左衛門新田線

## 追加する部分

筑波郡谷和原村大字伊左衛門新田字中原の一部

" 大字南字須賀，字権現前及び字大堀の各一部

## (3) 3・4・25号 台線

## 追加する部分

筑波郡谷和原村大字台字逆瀬川，字谷田部道，字十六並，字荻砂，字西ノ内，字明神，字二本松及び字諏訪山の各一部

## 3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 茨城県告示第670号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により研究学園都市計画公園を変更したので，同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示し，

同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

公園 (6・5・401号 さくら運動公園)

2 都市計画を定める土地の区域

6・5・401号 さくら運動公園

追加する部分 つくば市大字金田字二本松台の一部

削除する部分 つくば市大字金田字二本松台の一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第671号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により研究学園都市計画、竜ヶ崎・牛久都市計画、稲敷東部台都市計画及び稲敷東南部都市計画下水道を変更したので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

下水道 (霞ヶ浦常南流域下水道)

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 排水区域

追加する部分

つくば市大字榎戸字弁天及び字池向の全部

〃 大字市野台字古屋敷、字道向及び字前の全部

〃 大字稲岡字後山、字後、字宅地後、字宅地下、字入口、字中口、字門口、字東田及び字東の全部

〃 大字新牧田字屋敷後、字屋敷前、字寺前及び字前山の全部

〃 大字梶内字権現後、字宮山表、字屋敷、字屋敷付、字鳳王、字宮久保、字新牧田下及び字西ノ門の全部

〃 大字赤塚字東山の全部

〃 大字苅間字クベリ山、字ソリ町、字永山、字観音下、字泳山、字丸山、字鏡田、字向田、字根崎後、字作淵、字山ノ神、字小丸野、字松ノ越、字上ノ前、字神田、字諏訪下、字石橋、字川中子、字大橋下、字大道南、字北道北、字辻ノ下、字坪内、字登戸、字弁天、字明神、字明神後及び前原の全部

〃 大字葛城根崎字休土、字後田、字向山、字松山、字新田、字西田縁り、字大縄場、字谷畑、字弁天、字溜井敷新開、字上橋田縁り、字西浦、字東田縁り、字門戸、字前畑、字堂前、字金剛寺、字天神郷地、字堂後、字屋敷脇、字反町、字根崎、字屋敷裏、字屋敷浦、字天神脇、字地浦、字天神浦、字松山及び字谷畑田の全部

〃 大字西岡字西原の全部



- つくば市大字西大橋字橋本，字溝渚，字坂下，字三多田，字寺下，字川中子，字前山，字町田，字長山，字塚田，字臺，字這坂，字大久保及び字清水台の全部
- 〃 大字下平塚字花立久保，字苧間境，字九野山，字笹ノ入，字皿久保，字蕉木，字新林，字西向，字西向石橋上，字西谷津，字仙神，字大聖寺久保，字南台，字南内，字南ノ内，字北原，字矢中，字前畑，字低ノ下，字箕輪，字南，字東，字中坪及び字明神後の全部
- 〃 大字東平塚字瀧ノ宮の全部
- 〃 大字西平塚字筭崎，字算崎，字西ノ原，字原山，字西ノ台及び字西台の全部
- 〃 大字山中字西原の全部
- 〃 大字小白碓字西原の全部
- 〃 大字柳橋字中道山の全部
- 〃 大字東丸山字前畑，字台山及び字屋中の全部
- 〃 大字羽成字本郷の全部
- 〃 大字根崎字兵崎，字兵崎浦，字宅地浦，字西担，字中道付，字新山，字新畑及び字金屑の全部
- 〃 大字古館字神足脇，字アゼハシ，字ヘラ草，字ヘラ草，字西ソワ，字小坂，字中道，字原山，字塚越，字塚越シ，字ミノワ，字芝山，字畔橋，字神足跡，字神足裏，字明神脇，字明神前，字熊倉及び字西ソハの全部
- 〃 大字飯田字西楚い，字西楚八，字小坂及び字ペラ草の全部
- 〃 大字下萱丸字大山，字蛭原及び字出シ山の全部
- 〃 大字上萱丸字瀬戸，字古屋敷，字下貝房，字四郎右工門堤，字久根下及び字西原の全部
- 〃 大字片田字馬場崎，字中島，字下谷原，字太兵衛新田，字流，字松見，字松山久保，字大久保，字中割，字新山，字新堤台，字新地，字前新田，字本田，字愛宕社地，字脇新田，字ビョウノコシ，字びょうこし，字するかや，字軽萱，字前田，字遠西，字丸山，字上割及び字一本松の全部
- 〃 大字高田字屋敷裏，字屋敷付及び字馬場先の全部
- 〃 大字島名字香取，字根柄，字寺ノ前，字寺野前，字漆，字諏訪窪，字天神下，字道場前，字白合，字八幡下，字八幡前，字本田及び字薬師堂の全部
- 〃 大字下河原崎字三夜下，字長丁，字ミヤ山，字明神山，字塚山，字明神下，字ハツ割，字ハツハリ，字谷原，字佐部井山，字入谷ツ，字入谷，字八舛蒔，字八升蒔，字谷中臺及び字蛭山の全部
- 〃 大字上河原崎元宮本字浅間下及び字松ノ下の全部
- 〃 大字真瀬字三度山及び字三度山下の全部
- 〃 大字高須賀字中通り，字中正路，字谷口，字東口，字表口，字門畑及び字宮前の全部
- 〃 大字高良田元下新田字高立，字堤付，字東口及び字中口の全部
- 〃 大字高良田元上新田字高立，字堤付，字東口，字中口，字四ツ谷及び字四ツ谷道付の全部
- 〃 大字柴崎字稲荷前，字大堀及び字大日の全部
- 〃 大字金田字天神，字天神谷，字清水，字館山，字館後，字天神久保，字天神窪，字大堀，字西原，字中久保，字十三塚，字不動台，字吹上，字諏訪脇，字長者塚，字二本松台，字蛭子，字二本松本，字岡久保，字弥陀下，字岡道，字明神南，字明神久保，字中台，字大名神，字明神西，字谷頭，字虫送り及び字遠原の全部
- 〃 大字上野字東久保，字東窪，字勢至下，字堂ノ前，字勢至前，字椿本，字古屋敷，字柵ノ内及び字作ノ内の全部

つくば市大字上境字庚塚前，字観音久保及び字滝ノ上の全部

- ” 大字東岡字中原，字田迎，字谷頭，字講端，字向，字向山，字下ノ町及び字番匠の全部
- ” 大字中根字陣場台及び字遠原の全部
- ” 大字横町字庚申塚，字中原，字小谷津，字中谷津及び字前原の全部
- ” 大字栄 字中原，字遠原，字中谷津及び字毘沙門の全部
- ” 大字大曾根字滝の下の全部
- ” 大字沼崎字宅地西の全部
- ” 大字高野字向山道北，字四ツ割，字八幡，字原山及び字向山道南の全部
- ” 大字遠東字大六天の全部
- ” 大字上横場字中台，字一信塚，字一杯塚，字本郷地及び字細田の各一部
- ” 大字榎戸字五十塚，字筒花及び字本郷地の各一部
- ” 大字南中妻字迎あらく，字狐久保，字八坂内，字宮久保，字清水頭及び字牛組地の各一部
- ” 大字下横場字塚原，字笠榎，字山王前及び字西谷の各一部
- ” 大字市野台字屋敷，字葉木谷及び字中畑の各一部
- ” 大字北中島字古屋敷，字屋敷，字屋敷下及び字東田の各一部
- ” 大字稲岡字前東，字迎山，字柳町及び字迎東の各一部
- ” 大字新牧田字屋敷の一部
- ” 大字下原字前畑，字屋敷内，字向田，字西の堂，字踏形及び字後の各一部
- ” 大字梶内字正福寺下の一部
- ” 大字赤塚字台，字台口，字牛ヶ淵及び字中向作の各一部
- ” 大字上原字台，字氏神，字筑波及び字古屋敷の各一部
- ” 大字西大沼字千上の一部
- ” 大字苅間字観音田縁り，字久保，字宮久保，字熊野，字熊野前，字高野，字根崎下，字根崎前，字篠後，字篠前，字西ノ下，字中道，字西原，字西向，字前田，字池田，字仲道，字坪ノ内，字東浦，字洞ノ上，字馬場，字野中前，字六十目，字藤沢道，字砂久保，字本屋敷及び字神田の各一部
- ” 大字西大橋字京塚，字寺浦，字芝山，字清水，字清水臺，字前山台，字前田，字大境，字大橋下，字大窪，字大窪淵，字大道，字堂脇，字南台，字碓間，字堀ノ内，字柳下及び字南台の各一部
- ” 大字下平塚字かぶき，字稻荷脇，字狐脇，字十三塚，字蕉木臺，字石橋下，字折戸，字瀧の宮，字堂所，字蕉木台，字野中，字立場，字北，字脇，字西，字宮前及び字宮脇の各一部
- ” 大字東平塚字かぶき，字向山，字西原及び字西田の各一部
- ” 大字西平塚字宮ノ脇，字宮脇，字境堀，字行入塚，字深山，字西原，字扇久保，字前山，字中畑，字梨の木及び字林添の各一部
- ” 大字柳橋字梨ノ木，字下道及び字海道の各一部
- ” 大字谷田部字下成井，字上ノ出口，字山合，字漆，字要害，字真瀬向，字岩崎道，字本郷，字茶場下，字第六天，字鷹ノ原，字中野，字不動台，字長畑，字陣場，字福田，字堀留及び字畑硝蔵の各一部
- ” 大字境田字長畑，字宅地台，字宅地下，字宮下及び字永堀の各一部
- ” 大字境松字脇畑，字後畑，字後，字前畑，字岩崎境，字北ノ前，字上原，字上山及び字長堀の各一部
- ” 大字東丸山字丸山台，字木戸久保及び字新開畑の各一部

## つくば市大字羽成字東門，字北久保及び字地藏前の各一部

- ” 大字根崎字宅地付，字宅地下，字八幡窪及び字狐塚の各一部
- ” 大字古館字熊倉下，字二枚畑，字屋敷下，字前久保，字前窪，字向山，字稻荷山及び字中峠の各一部
- ” 大字飯田字入会，字大塚，字台畑，字台山，字ミノハ，字箕輪，字箕輪台及び字ミノワ台の各一部
- ” 大字花島新田字北原の一部
- ” 大字中野字台山の一部
- ” 大字下萱丸字赤面，字台山，字溜井向，字台山下及び字前田の各一部
- ” 大字西栗山字西栗山及び字畔橋の各一部
- ” 大字上萱丸字向，字八抜方，字宅地附，字笠原，字宅地付，字山井及び字三戸山の各一部
- ” 大字片田字風園作，字阿世橋，字アセ橋，字西田，字東田，字太兵工新田，字新堤，字下割，字カリ  
      へ久保及び字向山本割の各一部
- ” 大字面野井字島名，字ハサマ，字瀧ノ入，字中田，字東原山，字蜂ノ巣，字面野井，字原山，字谷津，  
      字榎下，字丸山，字池作及び字廣畑の各一部
- ” 大字高田字宮ノ下，字寺ノ下，字屋敷下，字溜井付，字和田及び字和田台の各一部
- ” 大字鬼ヶ窪字高田浦の各一部
- ” 大字島名字下長丁，字下長町，字関ノ台，字関ノ台前，字境松，字熊ノ山，字原新田，字香取前，字  
      深町，字前野，字中代，字中台，字土橋本，字八幡，字不動山，字北原，字薬師，字薬師台，  
      字榎内，字東坪，字入坪，字入谷津，字観音，字戸面山及び字中西の各一部
- ” 大字下河原崎字八十，字清上，字中山，字榎戸，字うば山，字稻荷山，字西原，字山西，字折戸，字  
      入佛山及び字下河原崎の各一部
- ” 大字上河原字東原の一部
- ” 大字上河原崎下河原崎入会地字西原及び字前原の各一部
- ” 大字上河原崎元宮本字台，字臺山，字だい山，字台山，字前山，字臺，字榎戸，字本田，字上ノ前及  
      び字砂久保の各一部
- ” 大字下別府字屋敷前，字屋敷畑，字恩廻，字明神前，字屋敷，字屋敷後及び字天神後の各一部
- ” 大字中別府字宮山，字御林東，字与七郎山，字池向，字中山，字海道北，字西浦，字出口北，字屋敷  
      下，字北谷原及び字清兵工山の各一部
- ” 大字真瀬字堀付，字向原，字中畑，字中道，字西原及び字金越の各一部
- ” 大字高須賀字花輪，字富士山，字田道，字中根下，字中根，字西口，字北口，字入口，字堂山，字坂  
      下，字宮脇，字久保及び字風呂下の各一部
- ” 大字高良田元下新田字マクリ，字前押，字宅地下及び字堤外の各一部
- ” 大字高良田元上新田字宅地下，字峯，字北口，字天神下，字四ツ谷前及び字四ツ谷西の各一部
- ” 大字栗原字白籬，字十王，字十王谷，字谷向，字上松見淵及び字上松見の各一部
- ” 大字上ノ室字桜嶺，字七斗目，字古道，字前ノ後及び字中畑の各一部
- ” 大字柴崎字山ノ崎，字不動下，字祿呂師及び字万観音の各一部
- ” 大字金田字天神下，字大坂，字観音後，字観音，字入龍神及び字八龍神の各一部
- ” 大字上野字大木，字定使，字石塔，字前谷津，字井戸向，字西久保，字天神，字後山，字前原，字陣  
      場，字陳場，字後田及び字成井の各一部
- ” 大字上境字庚塚，字馬観音，字万観音，字滝ノ台，字岩ノ入，字作ノ内及び字池ノ上の各一部
- ” 大字東岡字東岡，字西原，字北原，字海道端，字上中谷，字中畑，字作ノ久保，字並松，字東浦，字

不動前, 字アシタ, 字阿弥陀, 字六反田及び字俣田の各一部

つくば市大字中根字幕下, 字毘沙門, 字中谷津, 字滝ノ台及び字小谷津の各一部

〃 大字横町字幕下, 字陣場台, 字陳場台, 字遠原及び字中谷の各一部

〃 大字栄字簷下及び字幕下の各一部

〃 大字下広岡字寄居及び字清水久保の各一部

〃 大字古来字柳町, 字溝添及び字中畑の各一部

〃 大字大曾根字宿西及び字吾妻の各一部

〃 大字前野字道陸神, 字南山, 字南下, 字上内, 字新田前及び字上原の各一部

〃 大字長高野字北山, 字北原, 字荒神, 字弁天, 字弁天前, 字西ノ久保, 字諏訪山, 字前畑及び字鳥瓜の各一部

〃 大字篠崎字中新田前及び字中台の各一部

〃 大字西高野字砂田及び字西宮の各一部

〃 大字吉沼字上口, 字国上, 字白畑, 字東明戸, 字西明戸及び字西台上的各一部

〃 大字要元猿壁字石堂及び字北浦の各一部

〃 大字要元中根字原山の各一部

〃 大字田倉字芝野及び字大境の各一部

〃 大字上郷字神手, 字宿裏, 字道角, 字大境, 字海道東, 字山下, 字金村西及び字角内の各一部

〃 大字今鹿島字大境, 字並松, 字小山前, 字十花山, 字五斗時, 字下屋敷東, 字下屋敷西, 字浅間, 字細田西, 字掘田及び字姥ヶ淵の各一部

〃 大字沼崎字北本田, 字西矢土, 字古屋敷, 字屋敷東, 字清水, 字宅地東, 字前原, 字浦及び字屋敷前の各一部

〃 大字木俣字上山, 字宮前, 字西山, 字西原及び字道祖神の各一部

〃 大字手子生字浦山の各一部

〃 大字高野字登戸, 字観現前, 字向石橋, 字弁天台, 字折口, 字東久保, 字前表, 字西屋敷, 字塚山, 字薬師後及び字道六神前の各一部

〃 大字野畑字西原, 字前山, 字東原, 字箕輪及び字天神後の各一部

〃 大字遠東字横町, 字千げん前, 字大久保, 字東山, 字東田, 字坂町及び字津あらの各一部

〃 大字中東原新田字堂久保及び字下山の各一部

〃 大字臼井字立野後の各一部

〃 大字北条字永瀬, 字古城, 字中台, 字一ツ橋, 字内町裏, 字経塚及び字池下の各一部

〃 大字小和田字扇田, 字鶴町及び字大町の各一部

〃 大字君島字牛沼, 字北畑及び字相ノ田の各一部

荃崎町若栗字宮本, 字中井谷, 字下塚, 字中妻道, 字細谷原, 字地藏山, 字地藏原, 字西坪, 字久保, 字割地及び字大神宮の各一部

〃 庄兵衛新田字新作の各一部

〃 高崎字千部塚, 字備久保, 字長者久保, 字後久保, 字後庵, 字尾坪, 字見之添, 字木口地, 字一ノ畑, 字蒲綱, 字沖蒲綱及び字稻荷原の各一部

〃 高見原三丁目の各一部

〃 天宝喜字明神山及び字宮久保の各一部

〃 駒込字駒込西, 字駒込東及び字境並の各一部

茎崎町房内字六枚方，字橋抜，字道祖神及び字入道祖神の各一部

- ” 小山字海道の一部
- ” 茎崎字ノ切台及び字狐塚の各一部
- ” 上岩崎字天久保，字永作，字ノ切道，字日吉西，字日枝東，字日枝西，字日枝前，字中台，字分免及び字細見道の各一部
- ” 下岩崎字八崎，字八崎下，字大日後，字古館，字鳥井木，字鳥井木台，字原，字向山，字永作及び字戒立の各一部
- ” 大舟戸字細見道，字大舟戸道及び字大舟戸の各一部
- ” 泊崎字下定作及び字上干泥の各一部
- ” 菅間字八ネコヘ，字西山，字下宿及び字備山の各一部

牛久市田宮町字新山及び字百堂塚の全部

- ” 城中町字石神の全部
- ” 柏田町字木崎，字宅地添，字殿山久保及び字四ツ谷の全部
- ” 下根町字池向，字池ノ台，字牛久保上，字岡見境，字下田，字長山，字細谷上，字儘田及び字コウノスの全部
- ” 岡見町字天久保台，字後久保及び字八軒の全部
- ” 牛久町字風園堂，字駒様，字駒様台，字丹北，字天王後，字天王久保，字東谷原，字南裏及び字向台の各一部
- ” 田宮町字窪尻，字笹塚，字平及び字アマダ窪の各一部
- ” 城中町字稲荷台，字衛門廊，字埋作，字欠下，字亀井，字小馬様台，字山王前，字新地向，字添屋敷，字大明神東，字大明神西，字大明神前，字大明神後，字天神東，字天王窪，字戸張出口，字中城，字成井，字根古屋，字南原，字水井神，字水井神台谷田部宿，字弥平太，字大明神及び字陳屋の各一部
- ” 新地町字稲荷後，字小茎境，字上坪，字門石，字下坪，字新林，字新田，字新田屋敷，字殿山，字通し山，字中坪，字佛崎，字南，字身上，字身上下，字山ノ上及び字屋敷山の各一部
- ” 遠山町字新田，字新田浦，字通山，字東谷原，字本田，字馬内，字屋敷添及び字竜カイの各一部
- ” 庄兵衛新田町字新地下の一部
- ” 柏田町字阿みだ脇，字阿みだ山，字愛宕下，字井戸尻，字家の下，字姥神下，字姥神山，字岡見橋，字金ケ台，字金ケ台下，字亀井，字木崎下，字切通し，字久保山下，字さし塚下，字三軒，字新田，字七軒，字七軒下，字十三ケ台，字そこう，字大日下，字大日後，字ダシ山，字台下道添，字中，字新田，字檜塚，字弁才天道添，字ままた，字宮ノ後，字宮ノ台下，字元屋敷，字屋敷，字屋敷添，字中柏田，字岡見橋道，字差塚下及び字大日堂境外上地の各一部
- ” 下根町字堀尻の一部
- ” 岡見町字赤発化，字新地，字天久保，字井久保，字一本榎，字内屋敷，字上宿，字上池台，字九升蒔，字九升蒔台，字黒引，字こしば，字権現，字権現前，字権現脇，字境田，字新堤，字新田，字新川岸，字新橋，字下宿，字下坪台，字須賀久保，字千佛塚，字高崎台，字楯ノ下，字谷畑，字地藏下，字露田，字天神台，字天王宮，字遠宿，字中宿，字中峯，字中池台，字なき，字名花立，字原畑，字八斗蒔，字八幡下，字房坪，字平五郎，字堀込，字堀留，字丸山久保，字松ケ台，字道添，字向坂，字山道，字四ツ又，字新道，字天ノ宮，字須賀窪，字水元，字八幡後，字瓜ケ窪及び字馬建久保の各一部



牛久市上太田町字北，字中里，字辺田前，字堀田，字南，字南門及び字山合の各一部

- ” 結束町字上屋敷，字篠山下，字下屋敷，字下屋敷添，字堂下，字一番山，字二番山，字はやつ門，字橋向，字橋向道添，字屋敷前及び字はやつかとの各一部
- ” 女化町の一部
- ” 久野町の一部
- ” 桂町字新地，字雨久保，字稲荷前，字馬捨場久保，字姥神，字内出，字大堀谷ツ頭，字門，字門口，字久野久保道上，字米ノ内，字庚申塚，字月出里道，字高根，字台山，字台道添，字台畑，字寺山，字寺ノ下，字道祖神台，字仲台，字仲崎，字仲ノ内，字西ノ内，字登戸，字原山，字ビタラ塚，字本郷，字前野，字宮馬場東側，字宮下，字向原，字谷ツ添，字山ノ神，字薬師山，字屋敷添，字若宮，字若宮道添本久，字門山，字四ツ股，字三ツ股，字宮台道添四ツ股，字ヘラノ寄，字大久保台，字柏嶺，字仲寄下口及び字桂町の各一部
- ” 井ノ岡町字新地，字新地前，字井戸岡，字内作，字大砂，字香取前，字香取脇，字神田，字北，字北ノ後，字北ノ前，字鍬金，字九十場，字小井戸久保，字地藏前，字大六天前，字中原，字東原，字蛇塚，字蛇谷台，字辺田場，字堀内後，字南，字弥陀後，字井ノ岡，字真木場，字伊勢及び字新通山の各一部
- ” 奥原町字新地，字石井，字池田，字牛ケ花，字大崎台，字追分，字北坪，字木戸，字木戸向，字小木戸，字庚申下，字下山，字新田，字平，字高根下，字津いしき，字天王下，字寺台，字寺台下，字寺ノ脇，字長堀，字塙台，字舟木久保，字辺田，字辺田下，字坊農，字松原台，字宮下，字向地，字横田，字宮脇，字奥原，字船木久保及び字奥原町の各一部
- ” 島田町字新地，字稲荷崎，字稲荷下，字石畑，字石堂内，字石神，字居下，字池田，字神敷，字観音谷，字木曾谷，字小屋前，字子安前，字新切，字島下，字十王脇，字台，字寺ノ下，字堂後，字ト口ミ台，字中屋敷，字長畑，字長峰台，字西，字西ノ下，字日月脇，字塙下，字場場脇，字堀井戸，字南屋敷，字宮後，字道ノ下，字峯ノ下，字宮ノ下，字宮ノ脇及び字島田の各一部
- ” 正直町字新地，字居下，字馬坂，字上沖田，字桂道，字観音谷，字久埜道，字新山，字仲畑，字橋本，字東，字松葉，字宮ノ下山崎及び字山ノ台の各一部
- ” 小坂町字荒地，字荒地後，字荒地坪，字油免，字新地，字大坂，字大坂山，字小申峰，字上新地，字上荒地，字木曾，字木戸ケ崎，字小谷，字小作田，字下り，字山王下，字竿ノ宮，字新田，字新田前，字下宮，字下坪，字鹿ケ作，字鹿ケ作久保，字台口，字町歩，字地藏坂，字西ノ山，字西ノ坪，字新堀，字弁天前，字堀ノ内，字松山台，字馬口窪，字前畑，字峯向，字宮ノ脇，字山合久保，字和田，字和田台，字和田坪，字桶井，字鹿ケ作窪及び字岑向の各一部
- ” 福田町字下山及び字向原の各一部
- ” 神谷 1 丁目， 3 丁目， 4 丁目及び 5 丁目の各一部
- ” さくら台 1 丁目， 2 丁目， 3 丁目及び 4 丁目の各一部
- ” 上柏田 1 丁目， 2 丁目及び 3 丁目の各一部

龍ヶ崎市字姫宮の全部

- ” 若柴町字堀向の全部
- ” 馴馬町字女化の全部
- ” 小通幸谷町字行人塚，字北浦，字北，字南浦，字牛久道及び字堤附の全部
- ” 川原代町字下田，字四ツ谷堤外，字四ツ屋堤外，字屋敷下及び字稗田の全部
- ” 長沖新田町字境塚，字下畑，字道仙田堤外及び字道仙田の全部

龍ヶ崎市須藤堀町字新地，字奥山道下，字新田，字東及び字新田後の全部

- ” 豊田町字小堤下三の全部
- ” 羽黒町字神明下，字道祖神付及び字郷藏付の全部
- ” 北方町字中土井，字内苗代，字根通り，字象王，字上土井及び字東台の全部
- ” 別所町字南の全部
- ” 貝原塚町字大井戸，字下宿，字山中，字白藏寺，字新宿，字諏訪脇及び字寄居下の全部
- ” 大徳町字深堀，字氏神下，字樽場，字正光田，字井戸田，字小川堂場，字余郷，字佐沼，字飛谷津，  
字蓮田，字皿沼及び字八枚の全部
- ” 佐沼町字佐沼の全部
- ” 宮渕町字下組，字上組，字溝向，字曾根田及び字柳田の全部
- ” 板橋町字水砂及び字道德谷の全部
- ” 大塚町字羽山の全部
- ” 薄倉町字小山，字柳作，字仲原，字出戸，字東坪，字中根坪，字宮の後，字宮前，字南の下，字熊野  
下，字熊野台，字宮の上，字宮の前，字久保の下及び字久保坪の全部
- ” 半田町字原，字堂原，字合戦場，字前原，字天神窪，字入谷，字要害，字谷，字阿らく及び字宮脇の  
全部
- ” 塗戸町字原口，字観現堂及び字通陸の全部
- ” 字六斗蒔，字大座，字中谷原，字柏ヶ作，字光順田，字下地内及び字谷道の各一部
- ” 若柴町字清庵，字台の下，字下町，字丸田，字曾根合，字馬道及び字馬場下の各一部
- ” 馴柴町字二区及び字一区の各一部
- ” 馴馬町字水表の一部
- ” 小通幸谷町字南及び字道附の各一部
- ” 川原代町字鴻巣，字文間通，字関，字中郷下，字一区，字道場，字大日，字二区，字花丸，字小屋，  
字三区，字四ツ谷，字道仙田及び字砂波の各一部
- ” 庄兵衛新田町字城中下，字藤ノ下及び字馬場台の各一部
- ” 佐貫町字堤下及び字台ノ下の各一部
- ” 長沖新田町字内谷及び字積田の各一部
- ” 須藤堀町字萩田，字榎堀，字前，字新田前，字西及び字加門田の各一部
- ” 高須町字菱及び字堤外の各一部
- ” 長沖町字落の一部
- ” 大留町字内郷の一部
- ” 豊田町字八西，字清西，字清西ノ一，字八西ノ一，字根柄及び字豊田の各一部
- ” 羽黒町字道祖神下及び字神明付の各一部
- ” 北方町字西台，字下土井，字一区及び字久保の各一部
- ” 羽原町字前田，字城ノ下，字中河内代，字久保向，字新田，字新地，字堀米，字道原，字城ノ内，字  
西花輪，字清水谷，字大清水及び字中台の各一部
- ” 別所町字行院前，字内谷山，字門，字前原及び字寺前の各一部
- ” 貝原塚町字南光寺及び字久保の各一部
- ” 八代町字新田，字辺田前，字八反田，字宮下前及び字稲塚前の各一部
- ” 大徳町字一区，字野中，字宮前，字上土井耕地，字小関，字小川堤下，字二区，字羽根木，字上大徳

## 及び字上羽根木の各一部

## 龍ヶ崎市佐沼町字前谷津及び字一区の各一部

- ” 宮淵町字二区，字一区及び字西野原の各一部
- ” 板橋町字安台及び字六十塚の各一部
- ” 薄倉町字東平，字北野原，字貝ほつけ，字薄倉及び字権現下の各一部
- ” 半田町字堂上，字柴原，字桜田及び字土手下の各一部
- ” 塗戸町字水砂の一部
- ” 高作町字水砂の一部
- ” 長峰町字東前の一部

## 利根町大字福木字五軒屋裏の全部

- ” 大字立崎字上坪及び字下坪の全部
- ” 大字惣新田字安右工門前及び字市左工門前の全部
- ” 大平字宮久保の全部
- ” 羽根野字琴平下，字琴平台，字蔵坂西，字蔵坂西谷，字蔵坂谷，字蔵坂東及び字蔵坂下の全部
- ” 上曽根字上坪，字東坪，字柳曽根坪，字堤根坪，字本戸坪及び字水神後の全部
- ” 下曽根字下坪の全部
- ” 下井字東坪，字中坪及び字西坪の全部
- ” 押付新田字五の耕地の全部
- ” 大字布川字押付，字下井鎗，字弁天島，字太子堂及び字新太の各一部
- ” 大字奥山字川迎の一部
- ” 大字押戸字城ノ下及び字南の各一部
- ” 大字大房字川迎，字氏神堤内及び字谷津の各一部
- ” 大字立木字下谷，字前及び字惣新田の各一部
- ” 大字羽中字南及び字東の各一部
- ” 大字福木字新山裏通の一部
- ” 大字立崎字中坪，字内前，字埜及び字茂兵工受の各一部
- ” 大字中谷字伏見屋内，字下，字堤外，字切戸及び字排幹上の各一部
- ” 大字惣新田字常右工前，字上坪，字中坪及び字下坪の各一部
- ” 大字加納新田字上野原，字中野原，字下野原及び字反高場の各一部
- ” 大字東奥山新田字一の割の一部
- ” 早尾字大阪台及び字遠神の一部
- ” 大平字遠神，字戸崎及び字勢師の各一部
- ” 横須賀字一の耕地，字二の耕地及び字三の耕地の各一部
- ” 羽根野字居山及び字二の耕地の各一部
- ” 上曽根字東後，字一の耕地，字二の耕地及び字三の耕地の各一部
- ” 下曽根字二の耕地及び字三の耕地の各一部
- ” 下井字井鎗，字向井鎗，字一の耕地及び字二の耕地の各一部
- ” 押付新田字一の耕地，字二の耕地，字三の耕地，字四の耕地及び字六の耕地の各一部
- ” 中田切字行徳及び字明家の各一部

## 新利根町大字伊崎字中下耕地及び字南下耕地の全部

## 新利根町大字下根本字大堀毛の全部

- ” 大字下太田字中曽根の全部
- ” 大字中山字諏訪腰及び字前田の全部
- ” 大字戌渡字丑曽根，字三ツ井戸及び字長沼の全部
- ” 大字伊崎字伊崎，字五軒谷，字上耕地及び字南上耕地の各一部
- ” 大字下根本字横町下，字下宿，字下南下，字下別府下，字下別府曽根，字久保，字宮の前，字牛内，字境田，字沓掛，字古稻荷，字根道，字宿，字宿下，字松原下，字松原台，字上沼，字上曽根下，字上谷原，字上南下，字上南曽根下，字須賀，字西の下，字曽根下，字谷津，字鍛冶屋台，字地蔵窪，字池下，字池向，字池曽根，字池曽根下，字池田，字池田下，字種古屋，字種子屋，字中南下，字朝日向，字天神下，字天神山，字天神前，字板耕地，字別府，字別府曽根，字房平，字矢萩台及び字塊久保の各一部
- ” 大字下太田字岡宿，字屋敷尻，字下宿，字外城，字外城向，字京塚，字秋葉台，字舟戸前，字勝ヶ台，字上宿，字城山，字新宿，字諏訪久保，字諏訪原，字千勝久保，字千勝脇，字大辺田，字大辺田台，字谷中，字池，字池田，字中門，字天神脇，字田中及び字道城寺の各一部
- ” 大字中山字浦畑，字岡前，字下前田，字弓塚，字己新田，字五郎田，字後畑，字寺内，字小山下，字水開，字曽根，字曽根合，字大久保，字大山下，字団子山，字池田，字中山，字中島，字中内，字長畑，字天神谷，字東，字堂前，字入谷，字佛通台，字立山下及び字立山台の各一部
- ” 大字戌渡字鎌沼，字曽根，字中，字南，字八畝割，字八幡前及び字北の各一部
- ” 大字伊佐津字一丁目，字塩口，字塩口下，字下の原，字下台，字境田，字根古屋，字根古谷，字笹本，字上宿，字前田，字大辺田，字長通，字道光坂，字内原，字富士の下，字富士台及び字北浦の各一部
- ” 大字角崎字丑内，字岡崎，字萱堤，字宮下，字居下，字狸穴下，字四斗蒔，字宇賀，字前久保，字村付，字池の下，字東長作，字南下町及び字南上町の各一部
- ” 大字寺内字屋敷尻，字下横町，字外城，字久保，字宿，字宿屋敷尻，字勝ヶ台，字上横町，字上宿，字千勝社境内，字丹波谷，字池，字鶴井台，字道城寺，字馬場，字馬坂及び字門前の各一部
- ” 大字柴崎字寄居，字寄居下，字居鍵，字根古屋，字四反田，字上吉山，字瀬々沼，字谷中下，字長峰及び字堂前の各一部
- ” 大字小野字一丁道添，字下町，字三島，字新町，字大門崎，字天神後及び字門前の各一部
- ” 大字上根本字一廻山，字一杯山，字稻荷下，字稻荷山，字羽黒，字羽黒下，字羽黒台，字横曽根下，字横町下，字下宿，字下南，字下南下，字下南曽根，字下別府曽根，字花房，字久保，字宮の前，字宮久保，字宮脇，字牛内，字境田，字古稻荷，字腰巻，字宿下，字宿曽根下，字松原下，字松原曽根，字松原曽根下，字松原台，字上宿，字上南下，字上南曽根，字地蔵久保，字池下，字池曽根，字池曽根下，字池田，字中宿，字中南，字中南下，字中南曽根，字中野原，字朝日向，字朝日向下，字朝日向久保，字朝日向台，字天神前，字南，字南下，字二ツ堂，字板耕地，字別府，字別府下，字別府曽根，字別府台，字辺田，字房平，字矢萩台，字竜貝，字蓮和田，字槐久保及び字櫛所の各一部
- ” 大字太田字中曽根及び字堀川の各一部
- ” 大字狸穴字と巳畑，字上坪，字神田及び字長作の各一部
- ” 大字南太田字小野新田及び字南の各一部
- ” 大字堀川字榎町，字五反田，字根方，字四反田，字舟戸，字神田，字切通，字草切，字塔の下及び字

## 八幡台の各一部

## 河内町生板字休台の全部

- ” 長竿字中郷，字上組，字道場，字愛宕町，字寺後，字下田，字大境，字切目，字小詰，字下組及び字中組の全部
- ” 片巻字孫右工門道，字下裏，字下モ，字上ミ，字長町及び字庚申下夕の全部
- ” 金江津字砂場，字市宮前，字五枚田，字荒宿，字川端，字堤外，字衣川向，字上堀川及び字常巻の全部
- ” 生板字堤内，字堤外，字北河原，字新川淵，字千箱，字砂場，字辰高，字古新田，字小川，字北本田，字幸谷前，字久台及び字堤向の各一部
- ” 幸谷字北本田，字辰高入及び字南本田の各一部
- ” 生板鍋子新田字五ノ割及び字生鍋の各一部
- ” 源清田字高畑，字向小道，字三石，字古通，字中曾根，字広田，字新橋，字保村，字遠下，字堤外，字鍋子，字南本田，字飛地，字源清田及び字小巻の各一部
- ” 長竿字道場後，字荒社辺，字寺地，字下動免，字保村，字出戸，字西ノ町宮後，字西ノ町，字小詰後，字高田，字近下，字関場，字小弓，字富田，字新流作，字長竿及び字荒地後の各一部
- ” 片巻字古天神，字天神下，字居下，字上裏，字新田道，字堤根，字中及び字下片巻の各一部
- ” 金江津字能場，字柳淵，字新道，字新々田，字木刈道，字網代場，字新島，字沼尻，字大島，字内沼，字曾根下，字衣川下，字深原，字萱場，字赤部及び字広島の各一部
- ” 平川字西福の一部

## 削除する部分

## つくば市大字東丸山字入久保の全部

- ” 大字大砂字木塚，字南木塚及び字上山の全部
- ” 大字長高野字長丁，字粒尾，字八枚田及び字堤崎の全部
- ” 大字高野字新山の全部
- ” 大字野畑字中西，字中根西，字十日塚，字道地，字天神境外，字天神東及び字ミへ迎の全部
- ” 大字上原字内山の一部
- ” 大字谷田部字宮前，字宮下，字新郭前，字搦，字櫓下，字長堀，字陣馬及び字駒形の各一部
- ” 大字東丸山字丸山台及び字東丸山台の各一部
- ” 大字境松字割地及び字長堀の各一部
- ” 大字境田字長堀の一部
- ” 大字羽成字上山の一部
- ” 大字飯田字前畑，字天神下，字箕輪及び字天神前の各一部
- ” 大字島名字前野，字中西，字戸面及び字榎内の各一部
- ” 大字前野字南原の一部
- ” 大字篠崎字堂ノ山，字根田及び字クイノ下の各一部
- ” 大字大砂字立出し，字北原，字筑波道西，字バラリ，字上谷津及び字西原の各一部
- ” 大字長高野字石崎新田，字須賀，字野中及び字横枕の各一部
- ” 大字今鹿島字古屋敷，字程嶋及び字溜井西の各一部
- ” 大字高野字弁天台の一部
- ” 大字野畑字天神後，字長畑ケ及び字西原の各一部
- ” 大字上郷字角内の一部



## つくば市大字酒丸元西谷ケ代字後並の一部

- ” 大字遠東字東山の一部
- ” 大字上大島字館ノ内, 字境ノ町, 字島廻り, 字一里塚, 字北峯, 字前峯及び字坂下の各一部
- ” 大字国松字椎木坪, 字山田, 字窪, 字台山, 字台ノ下, 字寺前, 字一ツ橋及び字性山寺前の各一部
- ” 大字洞下字新山, 字中東浦, 字村西, 字東浦, 字庚窪, 字西榊形, 字東榊形, 字天王原, 字大根山, 字鎌田谷向, 字鎌田原及び字庚塚の各一部
- ” 大字上菅間字白幡向上野村境及び字白幡の各一部
- ” 大字高野原新田字高野原の一部
- ” 大字作谷字参耕地, 字四耕地, 字五耕地, 字式耕地, 字七耕地, 字八耕地, 字九耕地, 字十式耕地及び字式六耕地の各一部
- ” 大字明石字北原, 字堂ノ西, 字天神久保, 字久保, 字本田, 字明神前, 字道場山及び字明神西の各一部
- ” 大字寺具字栗山, 字別所, 字北地, 字南地及び字北浦の各一部
- ” 大字安食字新白水及び字開勝の各一部

## 荃崎町庄兵衛新田字新作の一部

- ” 高崎字松ケ下, 字千部塚, 字稻荷原及び字稻荷下の各一部
- ” 小荃字庄司凹, 字疫病凹, 字木崎台, 字木崎, 字上山, 字小山, 字二ツ塚, 字堅久保及び字折戸の各一部
- ” 六斗字六斗蒔, 字六斗裏, 字皿久保及び字上ノ原の各一部
- ” 菅間字下田の一部
- ” 高見原一丁目の一部
- ” 高見原四丁目の一部
- ” 高見原五丁目の一部
- ” 天宝喜字明神山, 字遠下田及び字下田の各一部
- ” 小山字海道及び字小山台の各一部
- ” 下岩崎字八崎の一部

## 龍ヶ崎市若柴町字兎塚及び字尾ノ作の全部

- ” 南中島町字小ノ作の全部
- ” 大徳町字下羽根木の全部
- ” 貝原塚町字十三塚の全部
- ” 八代町字尾坪田及び字新屋敷の全部
- ” 佐貫町字馬場台の一部
- ” 若柴町字長町, 字宮後, 字馬場台, 字鳥喰, 字宮前, 字野中及び字砂田の各一部
- ” 馴柴町字三区の一部
- ” 馴馬町字上米の一部
- ” 字六斗蒔の一部
- ” 大徳町字羽根木及び字上羽根木の各一部
- ” 貝原塚町字下山及び字下山田の各一部
- ” 八代町字尾坪台の一部

## 利根町大字布川字馬観音の全部

利根町字新宿，字神出，字三番割及び字福木前の各一部

(2) 下水管渠

削除する部分

つくば市大字吉沼字西戸ノ山，字砂田及び字大坪の各一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第672号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により水戸・勝田都市計画市街化区域及び市街化調整区域を変更したので，同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示し，同条第2項の規定により当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

市街化区域及び市街化調整区域

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 水戸市

ア 市街化区域に追加する部分

水戸市藤井町字十万端，字十万ハシ，字ガラレトウ，字カラントウ，字ガランドウ，字伽藍堂，字ガランドウクボ，字伽藍堂窪，字トウゼンヤツ，字冷田及び字金平塚の全部

” ” 字十万原，字豊田，字駒形ハシ，字トウカクボ，字クチウゼ，字クチウセ，字ネムトウシクボ，字ネムトウジクボ，字ネムトウシ窪，字ネムトウジ窪，字ねむとうしクボ，字子ムトウシクボ，字子ムトウジクボ，字子ムトウジ窪，字子ムトウシ窪，字ねむとうし窪，字子ムトウジ雲，字ねむとふじ，字子ムトウジ，字子ムトウシ，字ネムトウシ，字ネムトウジ，字ねむとうし，字ねむとうじ，字角堂，字後屋，字後屋タナイ，字駒形及び字山ノ上の各一部

(2) 常北町

ア 市街化区域に追加する部分

常北町大字増井字後原，字掛久保，字大久保及び字原添の各一部

イ 市街化調整区域に追加する部分

常北町大字増井字後原の一部

(3) 那珂町

ア 市街化区域に追加する部分

那珂町大字戸字中谷原及び字大境の各一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第673号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により水戸・勝田都市計画新住宅市街地開発事業（十万原新住宅市街地開発事業）を決定したので，同法第20条第1項の規定により告示し，同条第2項の規定により当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

新住宅市街地開発事業 (十万原新住宅市街地開発事業)

## 2 都市計画を定める土地の区域

水戸市藤井町字十万端, 字十万ハシ, 字ガラレトウ, 字カラントウ, 字ガランドウ, 字伽藍堂, 字ガランドウクボ,  
字伽藍堂窪, 字トウゼンヤツ, 字冷田及び字金平塚の全部

〃 〃 字十万原, 字豊田, 字駒形ハシ, 字トウカクボ, 字クチウセ, 字クチウゼ, 字ネムトウシクボ, 字ネ  
ムトウジクボ, 字ネムトウシ窪, 字ネムトウジ窪, 字ねむとうしクボ, 字子ムトウシクボ, 字子ムト  
ウジクボ, 字子ムトウジ窪, 字子ムトウシ窪, 字ねむとうし窪, 字子ムトウジ雲, 字ねむとふじ, 字  
子ムトウジ, 字子ムトウシ, 字ネムトウシ, 字ネムトウジ, 字ねむとうし, 字ねむとうじ, 字角堂,  
字後屋, 字後屋タナイ, 字駒形及び字山ノ上の各一部

常北町大字増井字後原, 字掛久保, 字大久保及び字原添の各一部

## 3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第674号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により, 水戸・  
勝田都市計画道路を変更したので, 同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により告示し,  
同条第 2 項の規定により, 当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

道路 (3・3・178号 渡里・岩根線他 5 路線)

## 2 都市計画を定める土地の区域

(1) 3・4・7号 常磐町渡里線

削除する部分

水戸市渡里町字ヤジカ及び字高野台の各一部

(2) 3・3・70号 菅谷・飯田線

追加する部分

那珂町大字菅谷字寄居の一部

〃 大字飯田字島の内, 字押敷, 字向居, 字向居西, 字沖田, 字本郷下, 字本郷上, 字上飯田, 字洞下及び  
字備前山の各一部

(3) 3・3・178号 渡里・岩根線

追加する部分

水戸市渡里町字ヤジカ, 字高野台, 字アラヤ前, 字アラヤ, 字野木, 字松木下, 字金沢, 字長者山下, 字江川,  
字河原, 字中島及び字袖沼の各一部

〃 飯富町字稻荷戸前, 字稻荷戸, 字中割, 字水溜内, 字水溜, 字宮下, 字楮畑, 字楮畠, 字古川, 字上合,  
字権現, 字上小山下, 字小山下, 字塙東及び字塙下の各一部

〃 藤井町字落合, 字下高畑, 字南光明地及び字古川端の各一部

水戸市岩根町字街道西の一部

(4) 3・5・179号 岩根・飯田線

追加する部分

水戸市岩根町字富士山下内, 字根本前, 字根本, 字中瀬河原下, 字中川原, 字向川原及び字向中川原の各一部  
那珂町大字戸字桑山向, 字天神川原, 字天神前, 字不動下, 字上宿, 字寺前, 字道地内, 字後山, 字寺沢, 字  
富士, 字富士山下, 字花園及び字中谷原の各一部

〃 大字飯田字上新田西後, 字上新田西, 字上新田東, 字千貫, 字本郷下及び字本郷上の各一部

(5) 3・4・180号 藤井橋・十万原線

追加する部分

水戸市藤井町字後屋, 字後やたない, 字山ノ上, 字伽藍堂, 字ネムトウジ, 字子ムトウシ, 字子ムトウジ, 字  
ねむとうし, 字ネムトウシクボ, 字ネムトウジクボ, 字ネムトウジ窪, 字子ムトウシクボ, 字  
子ムトウジクボ, 字子ムトウジ窪, 字ねむとうしクボ, 字トウカクボ, 字駒形, 字駒形ハシ及  
び字十万原の各一部

(6) 3・4・181号 十万原東西線

追加する部分

水戸市藤井町字豊田, 字十万原及び字十万ハシの各一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課



茨城県告示第675号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により, 常北都  
市計画道路を変更したので, 同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示し, 同条  
第2項の規定により, 当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

道路(3・3・1号 那珂西・桂栗線他7路線)

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 3・3・1号 那珂西・桂栗線

変更する部分

常北町大字那珂西字古川端, 字新宿坂下, 字台海道西, 字岩崎, 字西原, 字赤羽根, 字作内及び字西大堀の各  
一部

〃 大字石塚字南行, 字弾正前, 字大堀, 字三丁目尻, 字芝際, 字中道南, 字中道北, 字塚本, 字並松, 字  
二本松, 字藤前, 字富士山, 字御城, 字藤下及び字赤沢江の各一部

桂村大字下坏字中道前及び字中道後の各一部

〃 大字上坏字兵庫内, 字沼ノ上, 字根小屋, 字菩提, 字舟内, 字稻荷林, 字東大工及び字関内の各一部

〃 大字粟字桂沢, 字西堀前, 字西堀, 字下栗, 字中栗, 字杉原及び字天神西の各一部

削除する部分

常北町大字那珂西字海道東, 字古川端, 字西原及び字赤羽根の各一部

## (2) 3・4・2号 池の内・片山線

変更する部分

常北町大字石塚字二本松の一部

## (3) 3・4・3号 米沢・風隼線

変更する部分

常北町大字石塚字弾正前の一部

## (4) 3・4・6号 中央線

変更する部分

常北町大字石塚字芝際の一部

## (5) 3・4・11号 新宿坂線

追加する部分

常北町大字那珂西字新宿坂下の一部

## (6) 3・4・12号 西原線

追加する部分

常北町大字那珂西字西原の一部

## (7) 3・4・13号 増井線

追加する部分

常北町大字増井字宮作，字権現山，字仲宿前及び字大久保の各一部

## (8) 3・5・10号 海道東線

追加する部分

常北町大字那珂西字海道東の一部

## 3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 茨城県告示第676号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により，水戸・勝田都市計画公園を変更したので，同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示し，同条第2項の規定により，当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

公園（5・5・401号 那珂総合公園）

## 2 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

那珂町大字戸崎字公園の一部

## 3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 茨城県告示第677号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により土浦・



阿見都市計画市街化区域及び市街化調整区域を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

市街化区域及び市街化調整区域

2 都市計画を変更する土地の区域

阿見町大字吉原字堀尻，字内林，字正上内，字新道，字薬師山，字六十塚及び字六拾塚の全域

〃 大字吉原字北原，字山中，字赤太郎，字篠崎，字薬師入，字中山臺，字中山台，字新山，字新道台，字新道臺，字牛頭座，字向，字茱萸ヶ作，字腰巻，字神田，字水堀，字東及び字昭和の各一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第678号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により土浦・阿見都市計画土地区画整理事業を決定したので、第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

土地区画整理事業（阿見吉原土地区画整理事業）

2 都市計画を変更する土地の区域

阿見町大字吉原字堀尻，字内林，字正上内，字新道，字薬師山，字六十塚及び字六捨塚の全域

〃 大字吉原字北原字山中，字赤太郎，字篠崎，字薬師入，字中山臺，字中山台，字新山，字新道台，字新道臺，字牛頭座，字向，字茱萸ヶ作，字腰巻，字神田，字水堀，字東及び字昭和の各一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第679号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により土浦・阿見都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

道路（3・3・6号 土浦・新治線他4路線）

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 3・2・45号 追原・久野線

追加する部分

阿見町大字飯倉字神田，字後原及び字二重堀の各一部

阿見町大字上条字大木戸及び字星合の各一部

削除する部分

阿見町大字吉原字昭和，字新山及び字新道台の各一部

〃 大字飯倉字神田，字後原及び字二重堀の各一部

〃 大字上条字大木戸及び字星合の各一部

(2) 3・2・52号 中根・飯倉線

追加する部分

阿見町大字吉原字大砂，字根崎，字実里，字大町及び字狐谷の各一部

〃 大字飯倉字神田及び字後原の各一部

〃 大字上長字丹後山，字屋敷，字裏八ツ及び字田向の各一部

〃 大字若栗字橋向及び字新堀の各一部

(3) 3・3・6号 土浦・新治線

追加する部分

新治村大字高岡字取手及び字西ノ基の各一部

〃 大字田宮字取手の一部

削除する部分

新治村大字高岡字火矢塚，字西ノ基及び字取手の各一部

(4) 3・4・61号 高岡・下大島線

追加する部分

新治村大字田土部字下川，字舞台及び字横枕の各一部

〃 大字高岡字柳山，字番匠橋，字八斗内，字五斗内，字宮後，字柳町及び字茅場の各一部

〃 大字田宮字中ノ町及び字取手の各一部

(5) 3・4・64号 堀尻通り線

追加する部分

阿見町大字吉原字新山，字新道台，字北原及び字堀尻の各一部

### 3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第680号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により土浦・阿見都市計画，石岡都市計画，美野里都市計画，小川都市計画及び玉里都市計画下水道を変更したので，同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示し，同条第2項の規定により，当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 都市計画の種類

下水道（霞ヶ浦湖北流域下水道）

## 2 都市計画を定める土地の区域

## 排水区域

## 追加する部分

阿見町大字吉原字堀尻，字内林，字正上内，字新道，字薬師山及び字六十塚，字六拾塚の全部

” 字北原，字山中，字赤太郎，字篠崎，字薬師入，字中山臺，字中山台，字新山，字新道台，字新道臺，字牛頭座，字向，字茱萸ケ作，字腰巻，字神田，字水堀，字東及び字昭和の各一部

” 大字福田字内野，字西の下及び字谷ノ沢の各一部

## 削除する部分

阿見町大字小池字井戸坂，字御城，字中峰及び字二本松の各一部

” 大字福田字谷ノ沢の各一部

## 3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 茨城県告示第681号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により下館・結城都市計画市街化区域及び市街化調整区域を変更したので，同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示し，同条第2項の規定により当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

市街化区域及び市街化調整区域

## 2 都市計画を変更する土地の区域

岩瀬町大字友部字宮，字宮前，字宮西及び字池下の各一部

## 3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 茨城県告示第682号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により下館・結城都市計画道路を変更したので，同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示し，同条第2項の規定により，当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

道路（3・5・38号 松田・西小塙線）

## 2 都市計画を定める土地の区域

## 追加する部分

岩瀬町大字松田字稻荷山及び字西田の各一部

” 大字友部字西田，字榊箕，字池下，字宮前，字木曾，字下田，字川向，字金井前及び字稻荷東の各一部

” 大字西小塙字馬場下の一部

## 削除する部分

岩瀬町大字友部字池下，字宮前，字木曾，字シモ田，字川向，字金井前及び字稻荷東の各一部  
 “ 大字西小埜字馬場下の一部

## 3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 茨城県告示第683号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により下館・結城都市計画及び研究学園都市計画下水道を変更したので，同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示し，同条第2項の規定により，当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

下水道（小貝川東部流域下水道）

## 2 都市計画を定める土地の区域

## 追加する部分

岩瀬町大字友部字宮，字宮前，字宮西及び字池下の各一部

## 3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 茨城県告示第684号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第55条第1項の規定により知事が指定する都市計画施設の区域内の土地の区域を次のように定めたので，同条第4項の規定により公告する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画施設の種類及び名称

- (1) 水戸・勝田都市計画道路 3・3・171号西木倉・下大賀線
- (2) 大宮都市計画道路 3・3・9号下村田・泉線

## 2 指定する土地の区域

- (1) 水戸・勝田都市計画道路 3・3・171号西木倉・下大賀線のうち那珂郡那珂町大字飯田字上飯田原3364番の2から那珂郡瓜連町大字下大賀字武具取523番の1までの区域
- (2) 大宮都市計画道路 3・3・9号下村田・泉線のうち那珂郡大宮町大字下村田字富士山東771番の1から那珂郡大宮町大字下村田字新山541番の192までの区域

連続する8,300mの区間

## 茨城県告示第685号

十王町長から平成11年 3 月12日付けで認可申請のあった高田地区土地改良事業については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により平成11年 5 月26日適当と決定した。なお，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成11年 6 月10日

茨城県高萩土地改良事務所長 浦 井 行 雄

## 1 縦覧に供する書類

高田地区土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成11年 6 月14日から

平成11年 7 月 9 日まで

## 3 縦覧の場所

十王町役場

---

---

公 告

---

---

## 茨城県個人情報の保護に関する条例の運用状況

茨城県個人情報の保護に関する条例（平成 5 年茨城県条例第 2 号）第33条の規定により，平成10年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 個人情報保有事務の登録に関する事項

- (1) 新規登録件数 - 件
- (2) 変更登録件数 - 件
- (3) 廃止件数 - 件

## 2 開示請求及び訂正請求に関する事項

## (1) 開示請求及び訂正請求の件数

ア 開示請求の件数 378件 (うち372件は簡易開示)

イ 訂正請求の件数 - 件

## ウ 開示請求の実施機関別内訳

区 分		開示請求の件数
知 事 部 局	総 務 部	65 ( 65)
	企 画 部	-
	生 活 環 境 部	-
	福 祉 部	38 ( 38)
	衛 生 部	83 ( 83)
	商 工 労 働 部	-
	農 林 水 産 部	-
	農 地 局	-
	土 木 部	-
	出 納 事 務 局	-
	小 計	186 (186)

区 分	開示請求の件数
企 業 局	-
教 育 委 員 会	5 ( 0 )
選 挙 管 理 委 員 会	-
監 査 委 員	-
人 事 委 員 会	187 (186)
地 方 労 働 委 員 会	-
収 用 委 員 会	-
茨 城 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	-
霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会	-
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	-
計	378 (372)

( ) 内は簡易開示請求の件数で内数

(2) 開示請求の処理状況

ア 開示決定の件数	373件 (うち372件は簡易開示)
イ 部分開示決定の件数	5 件
ウ 不開示決定の件数	- 件
エ その他 (不存在)	- 件

3 不服申立に関する事項

(1) 異議申立ての件数	- 件
(2) 異議申立ての処理状況	- 件
ア 却下決定の件数	- 件
イ 棄却決定の件数	- 件
ウ 認容決定の件数	- 件
エ 審理中・その他	- 件

~~~~~

特定漁業者に対する共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起の届出

漁業災害補償法施行規則 (昭和39年農林省令第35号) 第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定により、次の者から久慈加入区の特定第3号漁業者に対する共済契約の申込みについて同意を求めるための発起の届出があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

届出者

日立市久慈町 3 - 6 - 8 今 橋 照 男  
 日立市久慈町 1 - 6 - 2 沢 畠 忠

~~~~~

特定漁業者に対する共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起の届出

漁業災害補償法施行規則 (昭和39年農林省令第35号) 第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定により、次の者から波崎加入区の特定第3号漁業者に対する共済契約の申込みについて同意を求めるための発起の届出が



あったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

届出者

鹿島郡波崎町9476 石 毛 健 司

鹿島郡波崎町9134 斎 藤 良 助

~~~~~

県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定に基づき、県営岩崎地区土地改良事業につき計画を定め  
たので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営岩崎地区土地改良事業（湛水防除事業）

計画書の写し

2 縦覧の期間

平成11年 6 月14日から

平成11年 7 月 9 日まで

3 縦覧の場所

大宮町役場

~~~~~

日立港港湾計画変更の概要

港湾法（昭和25年法律第218号）第 3 条の 3 第 9 項の規定に基づき、日立港港湾計画の変更の概要を次のとおり公  
告する。

平成11年 6 月10日

日立港港湾管理者 茨城県

代表者 茨城県知事 橋 本 昌

1 港湾計画の変更の概要

平成 4 年 2 月 3 日付け茨城県報号外第 8 号により、その概要を公告した日立港港湾計画について、平成20年代半  
ばにおける取扱貨物量を620万トンと想定して変更した事項は、次のとおりである。

(1) 水域施設計画

泊地

地 区 名	水深 (メートル)	面積 (ヘクタール)
第 3 ふ 頭	7.5	3

## (2) 係留施設計画

## 岸壁

地 区 名	公共用又は専用の別	水深 (メートル)	バース数	用 途
第 1 ふ 頭	公 共 用	10.0	1	一 般 船 用
	公 共 用	7.5	2	一 般 船 用
	公 共 用	5.0	ドルフィン 1	一 般 船 用
第 2 ふ 頭	公 共 用	9.0	1	一 般 船 用
	公 共 用	7.5	2	一 般 船 用
第 3 ふ 頭	公 共 用	7.5	1	旅 客 船 用

## (3) 廃棄物処理計画

## 廃棄物処理・活用用地

地 区 名	廃 棄 物		廃棄物処理・活用用地の面積 (ヘクタール)
	種 類	量 (万立方メートル)	
第 2 ふ 頭	浚渫土砂	66	3
第 3 ふ 頭			5

## (4) 土地造成及び土地利用計画

地 区 名	面積 (ヘクタール)	用 途
第 1 ふ 頭	7	ふ 頭 用 地
	3	港 湾 関 連 用 地
	1	交 通 機 能 用 地
第 2 ふ 頭	7	ふ 頭 用 地
	7 (3)	港 湾 関 連 用 地
	1	交 通 機 能 用 地

注 ( ) は土地造成に伴う土地利用計画で内数である。

## (5) その他の計画

## 大規模地震対策施設計画

## 岸壁

地 区 名	水深 (メートル)	バース数
第 3 ふ 頭	7.5	1

## 緑地

地 区 名	面積 (ヘクタール)
第 3 ふ 頭	6

## 2 港湾計画の縦覧の場所

水戸市笠原町978番 6 茨城県土木部港湾課



## 常陸那珂港港湾計画の変更の概要

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、常陸那珂港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成11年 6 月10日

常陸那珂港港湾管理者 茨城県

代表者 茨城県知事 橋 本 昌

## 1 港湾計画の変更の概要

平成 8 年 5 月 7 日付け茨城県報第750号により、その概要を公告した常陸那珂港港湾計画について変更した事項は次のとおりである。

## (1) 係留施設計画

## 岸壁

地 区 名	公共用又は専用の別	水深 (メートル)	バース数	用 途
北 ぶ 頭	公 共 用	14.0	1	コンテナ船用
		12.0	1	コンテナ船用
		10.0	1	

## 2 港湾計画の縦覧の場所

水戸市笠原町978番 6 茨城県土木部港湾課

## 都市計画区域の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項の規定において準用する同条第5項の規定により、水戸・勝田都市計画区域を次のように変更する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画区域の名称

水戸・勝田都市計画

## 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

常北町大字増井字後原，字掛久保，字大久保及びび字原添の各一部

## 都市計画区域の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項の規定において準用する同条第5項の規定により、常北都市計画区域を次のように変更する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画区域の名称

常北都市計画

## 2 都市計画区域から除外される土地の区域

常北町大字増井字後原，字掛久保，字大久保及びび字原添の各一部

## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成11年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
取手市吉田字寺前99番1，同番2，同番3，100番2，同番3，113番3
- 2 事業主の住所及び氏名  
北相馬郡藤代町藤代1759 - 1  
有限会社 妙鶴住建  
代表取締役 田 中 賀代子

~~~~~  
( 教 育 委 員 会 )

## 落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成11年 6 月10日

茨城県教育委員会教育長 川 俣 勝 慶

## [掲載順序]

落札者又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 随意契約による場合はその理由 その他必要な事由

茨城県立霞ヶ浦養護学校，茨城県立鹿島養護学校，茨城県立土浦養護学校，茨城県立美浦養護学校，茨城県立伊奈養護学校，茨城県立下妻養護学校，茨城県立結城養護学校及び茨城県立協和養護学校のスクールバス運行業務 茨城県教育庁特殊教育課 水戸市笠原町978番6 平成11年4月1日 常南交通株式会社 石岡市国府7丁目8番5 - 301 672,945,000円 随意契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号

茨城県立北茨城養護学校，茨城県立水戸養護学校，茨城県立水戸飯富養護学校，茨城県立友部養護学校，茨城県立内原養護学校，茨城県立勝田養護学校及び茨城県立大子養護学校のスクールバス運行業務 茨城県教育庁特殊教育課 水戸市笠原町978番6 平成11年4月1日 茨城オート株式会社 水戸市泉町3丁目2番15号 343,875,000円 随意契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号

## [掲載順序]

~~~~~  
落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行っ

た日 随意契約による場合はその理由 その他必要な事由

茨城県教育研修センターネットワークシステムにかかる機器賃貸 一式 教育庁高校教育課 水戸市笠原町978  
番 6 平成11年 4 月 1 日 富士通リース株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目 7 番 1 号 月額 5,243,700円  
随意契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)